

## 平成25年第1回知内町議会定例会（1日目）

- ◎ 招集年月日 平成25年3月7日（木）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成25年3月7日（木） 午前 9時46分
- ◎ 閉会日時 平成25年3月7日（木） 午後 4時03分

### ◎ 出席議員

1番	西山和夫	6番	泉政栄
2番	木村一	7番	敦澤良子
3番	山田顯	8番	吉田峰一
4番	松井盛泰	9番	森永勉
5番	谷口康之	10番	伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 4番 松井盛泰 8番 吉田峰一

- ◎ 欠席議員 なし

### ◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大野幸孝
副町長	網野真
総務企画課長	大館光晴
総務企画課政策室長	小田島伸二
生活福祉課長	大野樹
産業振興課長	手塚恵一
建設水道課長	佐々木孝幸
出納室長	村上義久
教育長	田中健一
教育次長	村上芳二
給食センター長	（村上芳二）
高校事務長	松崎輝幸
スポーツセンター長	赤田敏美
代表監査委員	村上壽

### ◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	藤谷 亘
議事担当係長	野戸 英二

## 平成 2 5 年 第 1 回 知 内 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程

(第 1 号)

平成 2 5 年 3 月 7 日 (木) 午前 9 時 4 6 分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 4 番、松井盛泰君 8 番、吉田峰一君
第 2	委員会報告 第 1 号	議会運営委員会報告について (委員長報告)
第 3		会期の決定について
第 4		議長の諸報告
第 5		町長の行政報告
第 6	委員会報告 第 2 号	総務文教常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第 7	委員会報告 第 3 号	経済民生常任委員会所管事務調査報告について (委員会報告)
第 8	議案第 1 号	平成 2 4 年度知内町一般会計補正予算 (第 1 0 号) について
第 9	議案第 2 号	平成 2 4 年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号) について
第 10	議案第 3 号	平成 2 4 年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) について
第 11	議案第 4 号	平成 2 4 年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) について
第 12	議案第 5 号	平成 2 4 年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
第 13	議案第 6 号	平成 2 4 年度知内町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) につい て
第 14	議案第 7 号	平成 2 4 年度知内町水道事業会計補正予算 (第 4 号) について
第 15	報告第 1 号	平成 2 4 年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価に ついて
第 16		平成 2 5 年度知内町行政執行方針について (町長)
第 17		平成 2 5 年度知内町教育行政執行方針について (教育長)
第 18		追跡質問
第 19		一般質問
第 20	議案第 8 号	知内町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
第 21	議案第 9 号	知内町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について
第 22	議案第 10 号	知内町移住等促進住宅管理条例の制定について
第 23	議案第 11 号	渡島西部地域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関す る協議について
第 24	議案第 12 号	知内町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
第 25	議案第 13 号	知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関 する基準を定める条例の制定について

---

## ● 開会宣言・開議・議事日程

### ◎ 議 長（伊藤政博）

皆さん、おはようございます。

平成25年第1回知内町議会定例会の開会にあたり一言、ご挨拶申し上げます。

本定例会は、町政執行方針等を基に新年度予算を審議する重要な議会であります。平成25年度の予算は、1年限りのものでありますが、その波及効果は後年度にも大きく影響することは当然のことです。その配分と金額は、当を得たものでなければなりません。また、財政は硬直度を強めている時期でもありますので、財政運営には、細心の注意と勇気ある決断が求められるものと考えます。議会と致しましても、町民との情報共有を重視し、町民の要望、諸政策に反映すべく十分に審議を尽くしていかなければなりません。今定例会の議事運営に格段のご協力を賜りますよう、お願いを申し上げて、開会の挨拶とさせていただきます。

只今の出席議員は、10人です。

定足数に達していますので、平成25年第1回知内町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

## ● 会議録署名議員の指名

### ◎ 議 長（伊藤政博）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、4番、松井盛泰君  
8番、吉田峰一君を指名します。

---

## ● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について (委員長報告)

### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第1号『議会運営委員会報告について』を議題とします。議会運営委員会は、去る3月1日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、敦澤良子君。

### ◎ 議会運営委員会委員長（敦澤良子）

委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

平成25年知内町議会第1回定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。  
平成25年3月7日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

それでは、内容を説明させていただきます。

議会運営委員会報告書。平成25年知内町議会第1回定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第73条の規定により報告します。

平成25年3月7日。知内町議会運営委員会委員長、敦澤良子。

知内町議会議長、伊藤政博殿。

1. 会議開催の状況。開催日は、3月1日。出席委員、敦澤・木村・西山・谷口・森永。欠席委員なし。説明員なし。事務局、藤谷・野戸。

2. 会期について。今定例会の会期は、3月7日木曜日から3月13日の水曜日までの7日間としたい。

3. 議事日程については、別紙配付のとおりである。なお、重要な案件については、議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は、議長に一任する。

4. 付議案件について。付議案件は、報告1件、行政報告1件、委員会報告4件、議案27件、報告1件、行政執行方針2件、一般質問2件、意見書案1件、議長発議4件である。2ページをお開きください。

5. 一般質問について。一般質問通告者は、別紙のとおり1名で2件である。

6. 意見書案について。提出案件は、別紙のとおり1件である。

7. 予算審査特別委員会の設置について。新年度の予算に関連する議案、第21号から第27号までの7議案については、議長を除く、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査する。

8. 議長の諸報告及び説明員の出席について。議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配付のとおりである。

9. その他。3月10日日曜日午前9時30分からサンデー議会を開催する。以上、報告とします。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

これで、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり進めて参ります。

---

#### ● 会期の決定について

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から3月13日までの7日間をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月13日までの7日間に決定しました。

なお、只今、委員長報告のとおり、サンデー議会を3月10日に開会致しますので、ご承知おきください。

---

#### ● 議長の諸報告

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

平成24年第4回知内町議会定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職、管理職員の出席要求については、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承願います。

これで、議長の諸報告を終わります。

---

● 町長の行政報告

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

平成25年第1回知内町議会定例会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

24年第4回定例会以降、今議会までの町行政の主要な事項について、別紙により報告を申し上げます。

まず、第1点目は、渡島総合開発期成会中央要請活動についてであります。1月16日に衆議院議員総選挙により政権が交代したことに伴って、管内の懸案事項、各事業に係る平成25年度予算への反映と、施策に係る提案・要望活動を渡島総合開発期成会として実施したところであり、各市長・町長と一緒に参加したところであります。要請先については、前田一男衆議院議員と道内選出議員、国土交通省、自民党であります。要請内容については、平成24年8月29日実施した渡島総合開発期成会中央要望と同一であり、既に議員の皆様方に配付済みでありますので、今回は省略させていただきます。

第2点目は、北海道新幹線開業に係る知内駅の今後のスケジュールについてであります。鉄道運輸機構とJR北海道の担当者が2月14日に来町し、北海道新幹線関連工事の概要と知内駅の今後の方向性について説明を受けたところであります。説明の内容でありますけれども、平成25年1月18日に、北海道新幹線（新青森・新函館（仮称）間）工事実施計画が正式に変更認可されたことに伴って、工事予算が当初計画から838億円増額され、5,508億円となったことにより、防音壁や高速走行に向け必要な工事が進められるとの説明を受けたところであります。また、新幹線車両の走行に係る安全対策の万全を期するために、開業前に新幹線車両を試験走行する予定であり、そのため平成26年春のダイヤ改正の際に知内駅の営業を停止したいということでありました。また、鉄道事業法第7条では事業基本計画の変更の際、国土交通大臣の認可が必要であるところでもありますけれども、知内駅は乗降客数が1日当たり100人未満のため、認可ではなく届出となるということでありました。ただし、この場合にあっても駅所在町長の同意が必要となる、その旨の説明を受けたところであります。関係資料については、別紙1として配付をさせていただいておりますので、お目通しをいただければと思っています。

第3点目は、大間原子力発電所の建設無期限凍結を求める要請活動についてであり

ます。2月19日に大間原子力発電所の建設無期限凍結を求める函館市の中央要請について、道南圏域住民の生命と安全安心な暮らしを確保するため賛意を示すと共に、各関係省庁への要請活動に議長と参加させていただいたところであります。要請先については、経済産業省、自民党、公明党、内閣府外であります。要請参加者は、函館市長・議長、北斗市長・議長、七飯町長・議長、それから、知内町長・議長、福島町長、松前町長外14名であります。なお、要請書については、別紙資料2として配付をさせていただいたところであります。

次に第4点目は、渡島西部広域事務組合の動向であります。平成25年第1回臨時議会が1月10日に開催され、議案第1号の平成24年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第5号）について、提案どおり可決されたところであります。補正の内容でありますけれども、ゴミ再生処理施設破砕機室等補修工事費の追加であります。

次に同じく、25年第1回定例議会が2月25日に開催され、議案第1号の平成24年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第6号）について、提案どおり可決されたところであります。補正内容でありますけれども、し尿処理施設整備交付金3,795万9千円の追加、同整備起債3,420万円の減額他、工事請負費及び委託料等の不用額を減額補正したところであります。知内町負担金は493万3千円の減額になったところであります。更には、議案第2号の積立金の処分についてでありますけれども、汚泥再生処理センター整備事業の財源に充当するために1億48万7千円以内の積立金の処分について、原案どおり可決されたところであります。知内町分としては1,355万6千円を基金から取り崩すということになったところあります。また、議案第3号の平成25年度渡島西部広域事務組合一般会計予算については、前年比12億368万5千円増の32億329万7千円としたところあります。なお、知内町負担金分としては2億9,295万2千円あります。前年比12億4,030万4千円の増額の主な要因としては、汚泥再生処理センター整備事業費で17億1,196万円を計上したこと、それと、消防救急デジタル無線の整備実施計画委託費として2,845万5千円を計上したものが主な内容であります。

次に第5点目でありますけれども、渡島廃棄物処理広域連合の動向についてであります。25年第1回定例会が2月27日に開催され、議案第1号の平成25年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計予算については、前年比で4,945万3千円減の14億9,962万円としたところあります。知内町負担金は6,551万9千円であり、焼却施設、中継施設定期点検料が3,768万5千円の減となったことが主な要因であり、原案どおり可決されたところあります。

続いて、議案第2号の平成24年度渡島廃棄物処理広域連合の一般会計補正予算（第2号）については、アームロール車、コンテナの処分費1,173万3千円の追加で、施設維持運営基金への積立について、提案どおり可決されたところあります。議案第3号の渡島廃棄物処理広域連合が設置する一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の制定についても、提案どおり可決されたところあります。

続いて、第6点目は、北海道後期高齢者医療広域連合の動向についてであります。平成25年第1回定例議会が2月21日に開催され、議案第1号の第2次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画については、計画期間を平成25年度から平成29年度までの5カ年としたところあります。議案第2号、北海道後期高齢者医療広域連合議会の調査・審査及び公聴会の出頭人等に係る実費弁償に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部改正に伴う規定の整備を行ったところあります。

す。議案第3号の平成24年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第2号）について、議案第4号の北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第5号、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例案について、議案第6号、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての4議案については、提案どおり可決されたところであります。また、議案第7号、北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算については、前年対比で4億9,286万2千円減の16億5,715万7千円としたところであります。議案第8号の平成25年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算についても、前年比177億3,493万8千円増の7,533億5,356万2千円としたところであります。議案第9号の監査委員の選任については、江別市代表監査の松本紀和氏を選任したところであります。議案第10号、北海道後期高齢者医療広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例案について、議案第11号、北海道後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則案についての2議案は、地方自治法の一部改正に伴う改正であり、提案どおり可決されたところであります。以上、行政報告とさせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、行政報告は終わります。

---

● 委員会報告第2号 総務文教常任委員会所管事務調査報告について  
（委員長報告）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第6、委員会報告第2号、『総務文教常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査を議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、谷口康之君。

◎ 総務文教常任委員会委員長（谷口康之）

委員会報告第2号、総務文教常任委員会所管事務調査報告について。

平成24年度における総務文教常任委員会の所管事務調査にかかる結果について、別紙のとおり報告する。

平成25年3月7日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

総務文教常任委員会所管事務調査報告書

平成24年度における常任委員会所管事務調査を、下記のとおり実施したので、会議規則第73条の規定により報告します。

平成25年3月7日。知内町議会総務文教常任委員会委員長、谷口康之。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1. 調査月日、平成25年2月21日（1日間）2. 調査委員、委員長、私、谷口康之、副委員長、吉田議員、委員は、松井議員、敦澤議員、泉議員、山田議員の方々であります。3. 説明員、網野副町長、大館総務企画課長、西野税務係長、東出管財係主事、田中教育長、村上教育次長、赤田スポーツセンター長、長谷川学校教育係長。4. 事務局員、藤谷事務局長、野戸係長。

#### 5. 調査事項

＜総務企画課関係＞（1）公営住宅の管理状況について、○ 維持・管理、収納・未納状況について〔現地調査〕○ 湯の里団地・小谷石町内会館の状況について

＜教育委員会関係＞（1）各小学校の防犯ベルの現状と今後の取組みについて、（2）いじめ防止に関する取組み状況について

#### 6. 調査意見 ＜総務企画課関係＞

##### （1）公営住宅の管理状況について

###### ○ 維持・管理状況について

平成25年1月末現在、知内町においては14種244戸の公営住宅を管理しており、同月における全体の空家は7種21戸となっている。

特記すべきは「サクラ団地」で12戸中9戸の空家となっているが、背景としては、築後40年が経過し経年劣化による老朽化が著しく、将来解体するための政策的空家に位置付けられていることによるものである。

しかし、維持管理や修繕費の面からも分散入居は非効率であることから、現在の入居者と十分に協議を行い、集積化を図るための方策を検討されたい。

また、震災被災者用住宅は、被災者が入居しやすいよう空家情報を随時周知することとしているが、今後においても被災地からの入居希望が見込めない状況が続くようであれば、提供戸数の減数や町内入居希望の少ない住宅への転換も含め国へ要請し、住宅使用料の増収確保に努められたい。

###### ○ 収納・未納状況について

平成23年度決算における住宅使用料の収納状況については、現年分6,168万2千円（収納率99.33%）、滞納繰越分90万7千円（収納率17.93%）で、合計6,258万9千円（収納率93.20%）となっている。

一方、未納状況は、現年分41万7千円、滞納繰越分415万1千円、合計456万8千円で、収納率では前年度対比0.57ポイントの増加となっている。

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を確保するためのセーフティネットとして地方公共団体が整備し、建設費及び修繕費等を入居者からの家賃収入で賄い適切に運営していくものであることから、特別な事情なくして、住宅使用料を滞納している入居者に対しては、制度概要を理解させるとともに法律の規定に基づき、強制執行を含めた対応についても検討されたい。

公営住宅入居時の手続要件として、連帯保証人の連署が必要とされているが、保証人の資格要件（保証能力）まで精査していないことから、形骸化されている状況も見受けられる。今後においては、連帯保証人（主たる債務者と同等の義務を負うこと）の意義を十分理解させるとともに、資格要件についても収入や年齢等に制限を設け、実効性のあるものとされたい。

また、未納額の解消を図るため、滞納状況が顕著となる前に連帯保証人に対しても入居者と同様に滞納状況の通知と合わせ督促も行われたい。

〔現地調査〕

○ 湯の里団地・小谷石町内会館の状況について

湯の里団地においては、通路(共有部分)で、結露やカビの発生が見受けられ、入居者からの聞き取りでも住居内部で同様の事象が発生しているとのことである。

また、小谷石町内会館においては、1階集会場天井部分の大型の梁が歪み、2階和室の引き戸がしまりにくくなっていることから、それぞれの原因を究明し対処されたい。

<教育委員会関係>

(1)各小学校の防犯ベルの現状と今後の取組みについて

3. 11大震災後の防災意識の高まりを契機として、危険回避・被害に遭わないための教育を体系的に取り組むことが求められているところであるが、これまでは授業中の対策が中心で、児童生徒が自らの判断で行動することや地域とのつながりが十分ではないと現状認識されている。

このような背景から、1. 避難訓練の見直し、2. 通学路の安全確保、3. 防犯教育、を重点取組事項とする『知内町児童生徒の危険回避・被害防止重点取組事項(案)』を策定し、平成25年度から実施することにより、児童生徒自身の危険回避能力の育成を目指しているところである。

重点取組事項で掲げる「3. 防犯教育」では、[防犯ベル]の利用状況についての実態調査で高学年(4～6年生)の着用率が低くなっているため、児童は元より教師及び保護者に対し取組内容を再認識させるとともに、効果的な使用方法についての学習機会を検討されたい。

児童生徒の安全対策については、地域とのつながりが重要であるので、総合的な安全対策の中で[防犯ベル]がどのように位置付けられ役割を發揮できるか訓練を含め再度検証されたい。また、安全対策意識が一過性とならないよう継続的な取組みが必要と思われる。

(2)いじめ防止に関する取組み状況について

いじめについて社会的関心の高まりとともに学校の対応について大きな関心が寄せられているところであるが、「いじめ」が学校における限定的な問題として認識され、地域全体・家庭教育の位置づけが曖昧となっていることが課題とされているところである。

このような背景から、「いじめ防止に関し、町・町民・学校・関係機関・家庭及び地域社会がいじめ問題の重大性をとらえ、子どもの安心・安全について果たすべき責務並びに役割を明らかにするとともに、いじめの未然防止や迅速な解決のために連携し対処していくことを目的」とした『知内町子どもいじめ防止に関する条例(協議案)』の制定が検討されているところである。

いじめ防止条例については、国においても制定のうごきがあり、町としてもその動向を注視しているところではあるが、地域全体の問題と認識させることと知内町がいじめ防止を率先して取り組んでいくというメッセージを発信するためにも、国に先駆けて条例を制定し、制定後、国の条例と整合性の面で支障が生じる場合は、部分的に修正を行うべきと思われる。

また、いじめ防止条例の制定と合わせ、体罰を未然防止する一端として、部活動やスポーツ少年団の指導者に対し、技能のスキル向上と合わせ、教育面のレベルアップを図るための講習についても検討されたい。

● 委員会報告第3号 経済民生常任委員会所管事務調査報告について  
(委員長報告)

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第7、委員会報告第3号、『経済民生常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査を議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

経済民生常任委員会委員長、西山和夫君。

◎ 経済民生常任委員会委員長(西山和夫)

委員会報告第3号、経済民生常任委員会所管事務調査報告について。

平成24年度における経済民生常任委員会の所管事務調査にかかる結果について、別紙のとおり報告する。

平成25年3月7日提出。知内町議会議長、伊藤政博

経済民生常任委員会所管事務調査報告書

平成24年度における常任委員会所管事務調査を、下記のとおり実施したので、会議規則第73条の規定により報告します。

平成25年3月7日。知内町議会経済民生常任委員会委員長 西山和夫。

知内町議会議長 伊藤政博殿

記、1. 調査月日、平成25年2月20日、2. 調査委員、3. 説明員、4. 事務局員は、お目通しいただきたいと思えます。

5. 調査事項

<産業振興課関係> (1) 漁業副産物の有効利用について(カキの残渣処理)

<建設水道課関係> (1) 町道前浜涌元線歩道の整備計画について

6. 調査意見

<産業振興課関係>

1) 漁業副産物の有効利用について(カキの残渣処理)

(1) カキの生産状況について

平成20年の漁業総生産量は1,701トン、総生産額は6億8,550万円で、そのうちカキの生産量は102トン(割合6.0%)、生産額は8,477万円(同12.4%)となっている。

平成23年の漁業総生産量は1,550トン、総生産額は6億4,586万円で、そのうちカキの生産量は、殻付き、むき身、半成貝の合計で98トン(同6.3%)、生産額は8,999万円(同13.9%)となっており、平成24年においても概ね同程度の生産状況で推移している。

また、カキ殻の産出量については、平成20年は505トン、平成23年は502トン(割合99.4%)とほぼ同程度の産出量となっている。

(2) カキ殻等の有効活用について

カキの養殖にあっては、カキ殻と養殖施設に付着する残渣の処理が以前から大きな課題となっている。カキ殻については平成22年分までの殻は、漁港内で埋立材に利用され、平成23年以降の分は漁港内に一時堆積されている。付着物については概ね、海上で取って海中に戻しており、一部は町外の処理業者へ運搬し処理している。

カキの残渣処理については、過去に町・漁協・町内業者において、肥料化等への事業化に向け協議された経緯がある。しかしながら、処理費用を漁業者側では安定経営の目安としてトン当たり5千円程度としているが、現実的にはトン当たり1万円以上となることから、事業化に至らなかった等の経緯があった。

近年、カキ殻は農地の暗渠の疎水材として利用が注目されており、町は農業試験場等の協力を得ながら、平成25年に暗渠排水疎水材としての活用を試験的に実施することとしている。土壌改良材としての実用化も技術的には問題はないが、付着物も含めて熱処理する必要がある。カキ殻を粉砕し、当面、暗渠疎水材として利用できる可能性はあるにしても、将来にわたりカキの生産を継続していく中で、この問題をどう解決していくか。カキ殻の再利用にあたっては、付着物等（カキ殻を含む）を熱処理することが不可欠なことから、熱処理施設の整備が必要と思慮される。

町外でのカキ殻の活用方法については、岡山県等での海中投入で魚の生息の場としての漁場づくり、磯焼け対策、粉砕し魚礁のコンクリートへの混入利用、道路の凍結対策剤や土壌中和剤としての活用例もみられる。

カキ殻の活用にあたっては、当面、暗渠疎水材としての利用を進めるほか他地域での活用例を参考にコストが抑えられるよう、漁協ともこれまで以上に現実的な処理、活用方法を協議し模索されたい。

<建設水道課関係>

#### 1) 町道前浜涌元線歩道の整備計画について

##### (1) 町道の現況について

町道前浜涌元線は延長3,585mで、起点の前浜側の歩道整備状況については、平成12年度から平成13年度の2カ年で起債事業により起点から延長220m（歩道幅2.5m）が整備されている。この度調査対象とした区間については、既整備済み終点から前浜橋間の延長185mで、道路幅員は5.5m、全幅員は7.5mである。当路線は大型車両の通行量は少なく、通学路の利用児童数は5人となっている。

##### (2) 歩道整備の検討について

当該箇所の歩道整備にあたっては、次の3案が検討案として考えられる。第1案は、歩道幅員1.5m、縁石は無しで車庫等補償費を除く整備費用は、歩道整備費・用地測量費及び用地費で概ね9,100千円を要する。第2案は、歩道幅員1.5mで縁石及び排水施設を整備して、補償費を除く整備費は概ね21,100千円を要する。第3案は、歩道幅員2.5mで縁石及び排水施設を整備して、家屋等補償費を除く整備費は概ね22,800千円を要するものとなっている。

##### (3) 検討案の課題について

歩道の整備にあたっては、第1案から第3案までそれぞれ次のとおり課題が上げられる。第1案については、縁石による段差が生じないが、雪の置き場がなく、車道と歩道の区分ができない。また、民家の屋根から落雪が予想される。第2案については、歩道の幅が狭く、ミニロータリーによる除雪が不可能となり、雪の置き場がない。また、車道勾配が不規則なことから、車道に合わせ歩道を造成した場合、歩道が波打つ結果となることから、車道部分の整備が必要となる。第3案については、家屋の一部も補償の対象となり事業費が高額となる。

また、車道勾配が不規則なことから、第2案と同じく車道部分の整備が必要となる。

##### (4) 整備にあたっての課題について

歩道整備にあたりこれらの課題がある中で、特に、縁石や排水施設の整備には車庫、

庭木等の移転補償物件が発生するほか、一部屋根からの落雪が想定され、歩行者の安全性を考える必要があること。次に、前回、前浜橋までの歩道整備が検討されたが、用地及び移転補償物件のことがあり実現できなかったが、今後地権者等の協力が得られるか。また、国の制度では通学路の利用児童数が40人以上の要件があり、現在5人の児童数では補助事業等の対象にはならないこと。以上のことから、歩道整備にあたって補助制度等が利用できない場合は、町単独事業となり事業費が相当嵩むこととなるが、長年にわたり歩行者の安全確保と交通事故防止を心がけてきた地域の願いを考慮し、事業の推進にあたっては、地権者の理解が得られるよう地域住民との話し合いを十分もたれ、まちづくり総合計画との調整も図り、事業が円滑に進められるよう環境を整えられたい。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、経済民生常任委員会の所管事務調査報告は終わります。

なお、只今、報告がありました2常任委員会の報告内容については、理事者において、これを行政に十分反映されるよう議長からも要望します。

---

● 議案第1号 平成24年度知内町一般会計補正予算（第10号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したいとの旨の申し出がありました。

これを許します。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今回、議会に上程しております、議案28件、報告1件について、ご説明を申し上げます。

議案第1号から議案第7号までは、一般会計ほか各会計の平成24年度予算の補正であります。議案第8号は、知内町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、福島原発事故被災者に対する入居者資格要件の拡充に伴うものであります。議案第9号、知内町営住宅等の整備基準を定める条例の一部を改正する条例について及び議案第13号、知内町指定地域密着型サービスの事業の人員配置及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから、議案第20号知内町公共下水道条例の一部を改正する条例についてまでは、いずれも地域の自主性及び自立性を高めるため、改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律の施行に伴い関係法令が改正され、条例で定めることが必要となったことから、制定、あるいは、一部改正をするものであります。議案第10号は、知内町移住等促進住宅管理条例の制定についてであります。町内にある住宅を一元的に管理し、有効に活用するとともに、移住等の促進や産業研修の短期研修等に対応するため、新たに移住等促進住宅管理条例を制定するものであります。議案第11号の渡島西部地域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議については、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等変更になったことによる文言の整理であります。議案第12号の知内町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、昨年、新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行されたことに伴い、新型インフルエンザ等緊急事態

宣言がされたときは、直ちに市町村に対策本部を設置しなければならないことになったため条例制定をするものであります。議案第21号から第27号までは、一般会計ほか各会計の平成25年度予算であります。議案第21号の平成25年度知内町一般会計予算については、予算の総額を歳入歳出それぞれ36億3,900万円と定めるものであります。議案第22号の平成25年度知内町国民健康保険事業特別会計予算については、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億401万6千円と定めるものであります。議案第23号の平成25年度知内町後期高齢者医療特別会計予算については、予算総額を歳入歳出それぞれ5,868万1千円と定めるものであります。議案第24号の平成25年度知内町公共下水道事業特別会計予算については、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,459万円と定めるものであります。議案第25号の平成25年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算については、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,771万5千円と定めるものであります。議案第26号の平成25年度知内町介護保険特別会計予算については、予算の総額を保険事業勘定歳入歳出それぞれ4億4,854万9千円、介護サービス事業勘定歳入歳出それぞれ403万2千円と定めるものであります。議案第27号の平成25年度知内町水道事業会計予算についてであります。業務の予定量収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出について定めるものであります。議案第28号は、教育委員会委員の任命についてであります。報告第1号は、平成24年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価についてであります。議案の内容については、後ほど各担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

ここで、暫時休憩致します。

再会は、10時50分とします。

（ 休憩 午前10時29分 ）

（ 再会 午前10時54分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し会議を再開します。

次に日程第8、議案第1号、『平成24年度知内町一般会計補正予算（第10号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（大館光晴）

議案第1号、平成24年度知内町一般会計補正予算（第10号）について。

平成24年度知内町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,242万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億212万5千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正です。地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

第3条、繰越明許費の補正です。繰越明許費の追加は「第3表繰越明許費補正」による。

それでは、歳出の方からご説明致します。47ページをお開きください。

1款1項1目議会費から10万円を減額し、6,938万8千円とするものです。9節旅費で15万円の追加、10節交際費から20万円の減額、11節需要費で5万円の減額、それぞれ決算見込みにより、追加または減額をするものであります。

次に48ページになります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に109万円を追加し、1億7,680万2千円とするものです。11節需要費で消耗品26万円の追加、12節役務費で通信費として14万円の追加、14節使用料及び賃借料でコピー使用料として45万円の追加ですが、それぞれ不足が見込まれる分の追加となっております。また、19節負担金補助及び交付金で北海道派遣職員給与費等負担金として24万円の追加ですが、派遣職員の給与費が今回確定したことによる追加をするのであります。

次に49ページです。3目財産管理費に138万円を追加し、3,052万4千円とするものです。11節需要費で燃料費に不足が見込まれるため追加をするのであります。

次に50ページです。4目財政調整基金費に1億4,133万8千円を追加し、1億8,782万9千円とするものです。25節積立金で減債基金積立金から電源立地促進対策交付金施設維持基金まで1億4,133万8千円を追加するわけですが、そのうち117万8千円が基金利子分、残りの1億4,016万円は決算見込みによる剰余金分として公共施設等維持基金に積立をするものであります。なお、平成24年度の基金残高はこれによりまして、33億2,270万円となる見込みとなっております。

次に51ページです。6目企画総務費ですが、補正額はございません。財源の内訳ですけれども、ふるさと創生事業費に係る財源を基金繰入から過疎地域自立促進特別事業債に組み替えるものであります。

次に52ページになります。11目地域会館管理費に16万円の追加ですが、11節需要費で燃料費の不足が見込まれ追加をするものであります。

次に53ページです。12目自治振興費から36万5千円を減額し、2,280万5千円とするものです。11節需要費で防犯灯の電気料に不足が見込まれることから、35万円を追加するものです。また、19節負担金補助及び交付金で光ケーブル移設工事費負担金として202万8千円の減額ですけれども、渡島知内地区の国道歩道の拡幅工事に伴いまして、NTT柱の移設の負担金ですけれども、これを工法を変更することにより減額となったのであります。また、地域間幹線交通補助金131万3千円追加ですけれども、函館バスが運行しております、木古内・松前間の一路線については、国及び道から運営補助金が交付されておりましたけれども、この補助金がこれまで当該年度の赤字部門を補助する実績方式から2年前の実績に基づく事前内定方式に変更となったために、昨今の異常な燃油の高騰によりまして、赤字が拡大しております。このため、この路線は渡島西部四町の通学生徒、あるいは、住民の大事な交通手段となっていることから、その公共性に鑑みまして四町での営業距離に応じて一定の経費を補助するというふうにしたものであります。

次に54ページになります。3項1目戸籍住民登録費に5万円を追加し、1,487万円とするものです。11節需要費で死亡供物が不足が見込まれることから追加をするものであります。

次に55ページになります。4項選挙費、7目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁

判官国民審査費から186万6千円を減額し、738万7千円とするものです。1節報酬から16節原材料費まで不用額について、それぞれ減額をするものとなっております。

次に総務企画課関連として、85ページをお開きください。

8款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費から11万6千円を減額し、585万1千円とするものであります。15節工事請負費で、旧はまなす団地解体工事に係る執行残額について減額をするものであります。

次のページ、86ページになります。9款1項1目消防費から273万7千円を減額し、2億1,161万2千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金で、渡島西部広域事務組合負担金で消防費について、決算見込みより減額をするものであります。以上で、総務企画課関係の説明を終わります。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に生活福祉課長。

#### ◎ 生活福祉課長（大野 樹）

それでは、56ページをお開きください。生活福祉課関係を説明致します。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に339万6千円を減額し、7,125万1千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金の福祉灯油購入費助成事業補助金で12万5千円の追加であります。申請受付によりまして予算に不足が見込まれることから、追加するものでございます。25節積立金に地域福祉基金の積立金1万1千円の減額であります。基金利子の減額によるものであります。28節繰出金に国民健康保険特別会計繰出金として351万円の減額であります。繰出金の額の確定によるものであります。

次に3目の老人福祉費に60万円を減額し、9,448万4千円とするものであります。20節扶助費で老人福祉施設措置費に60万円の減額であります。養護老人ホーム入所者が中途退所したことによる減額であります。

次に58ページ、4目の心身障害者特別対策及び母子等福祉費に685万7千円を追加し、1億842万円とするものであります。20節の扶助費で、障害者介護給付費訓練等給付費に100万円の追加、自立支援医療費に580万円を追加し、それぞれ不足が見込まれる額を追加するものであります。23節償還金利子及び割引料に、平成23年度地域生活支援事業費国庫補助金の返還金として5万7千円を追加するものであります。5目の介護保険費に224万1千円を減額し、8,025万8千円とするものであります。28節繰出金の介護保険特別会計繰出金に224万1千円を減額するものであります。繰出金の確定に伴うものであります。

次に60ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、補正額はありますが、財源内訳の変更となっております。乳幼児道補助金の追加分を調整しております。

次に3目の児童福祉施設費に2万円を追加し、2,743万9千円とするものであります。14節使用料及び賃借料で、コピーの使用料2万円の追加であります。

次に62ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費に413万2千円を減額し、2,708万6千円とするものであります。9節旅費から23節の償還金及び割引料まで、それぞれ今後の実施見込額による不用額等の減額並びに返還金につきましては、額の確定による追加であります。

次に63ページの3目の環境衛生費に83万1千円を追加し、702万9千円とす

るものであります。19節負担金補助及び交付金で木古内火葬場利用負担金が83万1千円追加となっております。これにつきましては、火葬場利用者の増による負担金の追加であります。

次に64ページ、4目の診療所費80万円を減額し、1,746万円とするものであります。11節需用費で薬品購入費80万円を減額するものであります。11節需用費で見込まれる額を減額するものであります。

次に5目の保健医療総合センター管理費に18万1千円を減額し、819万9千円とするものであります。11節需用費に燃料費の不足が見込まれることから29万7千円の追加、13節委託料で駐車場の除排雪業務委託料、従来は民間委託をしておりましたが、本年度から町直営で実施のため47万8千円の減額であります。

次に66ページ、2項1目の清掃費に327万7千円を減額し、1億5,074万3千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金の渡島西部広域事務組合負担金で不用額と見込まれる327万7千円の減額をするものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に産業振興課長。

#### ◎ 産業振興課長（手塚恵一）

続きまして、67ページをご覧くださいと思います。

5款1項1目労働費で112万円を減額し、669万円とするものです。内容につきましては、4節共済費、7節賃金で、緊急雇用創出推進事業で不用と見込まれる額をそれぞれ減額、また、19節負担金補助及び交付金で新規高卒者等雇用奨励助成で不用と見込まれる額をそれぞれ減額するものです。

次に68ページ、6款農林水産業費、1項農業者、1目農業委員会費で、10万円を減額し、432万5千円とするものです。内容につきましては、9節旅費で、研修旅費で不用と見込まれる額10万円を減額するものです。

次に3目農業振興費で、3万1千円を減額し、1億2,011万4千円とするものです。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金で、それぞれ事業費の決算見込みにより、農地水保全管理支払交付金で50万円、戸別所得補償経営安定推進事業補助金で13万1千円を減額し、地域づくり総合交付金事業補助金の農業施設等整備事業では、北海道からの追加交付決定があったことから、60万円を追加するのであります。

次に4目農地費に734万4千円を追加し、1,731万5千円とするものです。内容につきましては、16節原材料費で不用と見込まれる額を減額し、7節賃金に不足と見込まれる額をそれぞれ追加、減額するものです。また、19節負担金補助及び交付金では、国の平成24年度補正予算で道営農業農村整備事業に事業費が追加されたことから、町の補助分として734万4千円を追加するものです。なお、詳細につきましては、予算説明資料の産業振興課追加分ということで、本日、配付をしております資料の1ページをご覧くださいと思います。まず、資料の1ページ、重内地区の事業費であります。これにつきましては、平成24年から平成28年までの事業期間で、今、国の方に申請をしているところであります。今回の国の補正予算で、前倒しで事業費として、重内地区事業費として1億2,360万円予算配分になったところであります。これに対して、食料供給基盤強化特別対策事業ということで、道費として92万7千円、町分として401万7千円、合わせて494万4千円を重内

地区として、今回、追加補正をするところです。それと、重内第2地区につきましては、平成25年から平成29年までの5カ年ということで、国の方に事業申請していたところですが、今回、前倒しで、平成24年度の補正予算で、新たに事業採択され、事業費として6千万円追加になったところでもあります。この分として、食料供給基盤強化特別対策事業で、道分・町分合わせまして240万円、合計で734万4千円の追加を今回するところでもあります。なお、重内地区・重内第2地区につきましては、森越地区から知内川までの一体の水田が、重内・重内第2地区となっているわけですが、境界については、概ね半分程度ということでご理解いただければと思います。予算書の方に戻っていただきます。

71ページ、6目農村活性化センター公園管理費に12万円を追加し、225万6千円とするものです。内容につきましては、11節需用費で、活性化センター電気料に不足が見込まれることから、12万円を追加するものであります。

続きまして、7目知内ダム管理費、補正額はありますが、節間の移動であります。内容につきましては、7節賃金で不用と見込まれる立木処理作業賃金5万円を減額、13節委託料で、事業費確定による点検業務委託料3件で、不用額33万8千円を減額、それと、除雪業務委託料で不用と見込まれる25万円を減額、14節使用料及び賃借料で、不用と見込まれる立木処理重機借上料6万円を減額し、11節需用費に不足と見込まれるダム機器修理費として69万8千円を追加するものであります。

続きまして、2項林業費、3目造林事業費に2,725万6千円を追加し、5,000万8千円とするものです。内容につきましては、国の平成24年度補正予算に伴い採択された町有林整備事業の林業専用道整備に係る経費として、9節旅費に8万円、11節需用費に3万円、13節委託料に全体計画調査委託料として230万円、測量設計委託料に430万円、15節工事請負費に2,140万円をそれぞれ追加するものです。また、13節委託料で事業費の確定により、町有林整備事業の除間伐ほかで、不用額85万4千円を減額するものです。なお、林業専用道整備事業につきましても、予算説明資料、産業振興課追加分の2ページをお開きいただきたいと思います。先ほどと同じ資料の2ページであります。林業専用道の整備であります。路線名につきましては、そこに記載の上雷1号線、延長は1,000m、幅員が3.5m、事業費で2,811万円です。このうち補助金が51パーセントで、1,428万円、補助残については、1,370万円、補正予算債を活用することとしております。また、位置図については、下の方に記載しているとおりでございますので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、74ページをお開きいただきたいと思います。予算書の74ページです。3項水産業費、2目水産振興費に16万3千円を追加し、2,726万円とするものです。内容につきましては、7節賃金、14節使用料及び賃借料で、事業費確定による不用額をそれぞれ減額するものです。また、19節負担金補助及び交付金でもそれぞれ事業費が確定したことから不用額を減額し、地域づくり総合交付金事業の中ノ川畜養施設機能改善事業では、北海道からの追加補助決定があったことから90万円を追加するものであります。

次に7款1項商工費、2目商工振興費、補正額はございませんが、事業に係る財源の組み替えでございます。

次に76ページ、3目観光振興費で95万円を減額し、1,085万9千円とするものです。内容につきましては、9節旅費、12節役務費で、都市と地方との交流推

進事業に係る不用と見込まれる額をそれぞれ減額し、財源についても、事業に係る財源を一部組み替えるものであります。

次に77ページ、5目物産館管理費で10万円を減額し、952万5千円とするものです。内容につきましては、11節需用費で、光熱水費で不用と見込まれる額を減額するものであります。

続きまして、6目健康保養センター管理費、補正額はありませんが、事業に係る財源の組み替えでございます。

続きまして、産業振興課の関係ということで、97ページをお開きいただきたいと思っております。予算書の97ページです。11款災害復旧費、1目林業施設災害復旧費で88万1千円を減額し、5,645万8千円とするものです。内容につきましては、奥地林道尾刺建川線災害復旧事業に係る不用と見込まれる額を9節旅費から13節委託料まで、それぞれ減額するものであります。以上で、産業振興課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に建設水道課長。

#### ◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

続きまして、建設水道課関係のご説明を致します。

79ページをご覧ください。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費から243万円を減額し、3,114万円とするものです。内訳は、19節負担金補助及び交付金で、住宅耐震改修等補助金を243万円減額するものです。今年度、耐震診断5戸、耐震改修2戸相当の予算を計上しておりました。広報誌で2回PRを図りましたが、実績はゼロでございました。今後は、個別案内等も含めまして、更に周知を図る必要があるというふうに考えております。

次に80ページでございます。2目下水道整備費から280万円を減額し、1億9,023万9千円とするものでございます。19節負担金補助及び交付金で、浄化槽設置費の確定により294万円の減額、25節積立金で、下水道事業整備促進基金利子の確定に伴う積立金として4万円の追加、28節繰出金として、下水道事業特別会計の補正に伴い10万円を追加するものでございます。

続きまして、81ページでございます。2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費から146万円を減額し、878万2千円とするものでございます。13節委託料で除雪重機運転業務委託料の確定見込みにより130万円の減額、27節公課費で建設機械重量税を16万円の減額でございます。

次に82ページでございます。2目道路維持費から60万円を減額し、3,659万5千円とするものでございます。内訳は、道路維持補修費の確定見込みにより14節使用料及び賃借料、16節原材料費を減額するものでございます。

続きまして、83ページ、3目橋梁維持費から25万円を減額し、1,986万7千円とするものです。橋梁施設維持補修費の確定見込みにより14節使用料及び賃借料、16節原材料費を減額するものでございます。

続きまして、84ページでございます。3項河川海岸費、1目河川総務費から175万円を減額し、785万3千円とするものでございます。河川維持補修費の確定見込みにより7節賃金、14節使用料及び賃借料、16節原材料費を減額するものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に教育次長。

◎ 教育次長（村上芳二）

教育委員会関係の補正予算について、ご説明を致します。

87ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費から138万2千円を減額し、1億4,731万6千円とするものでございます。内容につきましては、9節旅費で英語指導助手の帰国に係る旅費で、不用と見込まれる10万円の減額と13節委託料では、教職員並びに児童生徒の各種健診や教職員住宅の建築に係る委託料で、不用と見込まれる48万円を減額し、また、21節貸付金では、奨学資金の借入れ申込みが、当初、見込んでおりました人数より少なかったことから、不用と見込まれる180万円の減額と25節積立金では、奨学資金償還金で100万円の追加と運用基金運用利子2千円を減額し、差引99万8千円を減額するものであります。

次に88ページ、3目学校給食センター費に43万2千円を追加し、6,791万円とするものであります。内容につきましては、11節需用費の光熱水費で、重油代に不足が見込まれることから52万5千円の追加と13節委託料の空調機定期点検業務委託料で不用と見込まれる9万3千円を減額するものであります。

次に89ページ、2項小学校費、1目学校管理費から233万7千円を減額し、6,009万8千円とするものでございます。内容につきましては、11節需用費の光熱水費で、小学校3校の灯油代と電気料に不足が見込まれることから、60万6千円の追加と14節使用料及び賃借料の印刷機リース料で、不用と見込まれる15万円を減額し、15節工事請負費では、涌元小学校プール屋根改修工事で、入札執行残として4万3千円を減額し、また、18節備品購入費では、教育用パソコンの更新に伴う入札執行残として275万円を減額するものであります。

次に90ページ、3項中学校費、1目学校管理費から47万9千円を減額し、2,517万2千円とするものでございます。内容につきましては、11節需用費の光熱水費で、灯油代に不足が見込まれることから、36万4千円の追加と15節工事請負費で、中学校正面玄関外壁改修工事の入札執行残として、44万3千円の減額、また、18節備品購入費では、生徒用机・椅子の購入で不用と見込まれる40万円を減額するものであります。

次に91ページ、4項高等学校費、1目学校管理費から17万2千円を減額し、2億3,359万1千円とするものでございます。内容につきましては、9節旅費の研究旅行及び見学旅行付添い旅費で、不用と見込まれる15万円の減額と11節需用費で、光熱水費の重油代に不足が見込まれることから96万8千円を追加し、15節工事請負費のコンピューター室エアコン設置工事に係る入札執行残として6万円を減額するもので、また、18節備品購入費では、生徒用机・椅子の購入で不用と見込まれる30万円の減額とそれから、知内高等学校へ、昨年、教育振興の一部に充てていただきたいということで受けました寄付金について、生徒会から多目的広場にテーブルや椅子及びベンチ等の設置要望があり、これらの購入費として105万円の追加と19節負担金補助及び交付金のバス通学生交通費助成については、対象生徒が当初の見込みより少なかったことから不用と見込まれる168万円を減額するものであります。

次に92ページ、5項幼稚園費、1目幼稚園管理費については、補正額はありませんが、その他財源の入園料並びに保育料減額に伴う財源の組み替えであります。

次に93ページ、6項社会教育費、1目社会教育総務費から70万円を減額し、835万8千円とするものでございます。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金の文化・スポーツ振興事業助成であります。予定されておりました事業がほぼ終了したことから、不用と見込まれる70万円を減額するものであります。

次に94ページ、2目公民館費に139万9千円を追加し、3,168万3千円とするものでございます。内容につきましては、11節需用費で、光熱水費の重油代に不足が見込まれることから、161万2千円の追加と15節工事請負費では、中央公民館屋外給油配管改修工事ほかの工事に係る入札執行残として21万3千円を減額するものであります。

次に95ページ、4目青少年交流センター管理費に29万3千円を追加し、1,183万円とするものでございます。内容につきましては、青少年交流センターのボイラーの修理に7節賃金と16節原材料費に、合わせて29万3千円を追加するものであります。

次に96ページ、7項保健体育費、1目保健体育費に104万6千円を追加し、3,124万5千円とするものでございます。内容につきましては、7節賃金のスポーツ施設の維持補修とスポーツセンター暖房設備修理賃金に、合わせて13万4千円の追加と8節報償費のスポーツエキスパート事業並びに各種教室の開催に係る今年度の授業終了に伴い、不用と見込まれる7万3千円を減額し、11節需用費の光熱水費では、スポーツセンターの電気料に不足が見込まれることから45万円を追加し、また、12節役務費の通信費で不用と見込まれる7万9千円の減額、それから、16節原材料費では、スポーツセンターの暖房設備の修理原材料として61万4千円を追加するものでございます。以上で教育費の説明とさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

続いて、総務企画課長。

◎ 総務企画課長（大館光晴）

それでは、引き続きまして、歳入の説明を申し上げます。

7ページをお開きください。1款町税、1項町民税、1目個人で2,394万円を追加し、1億6,223万7千円とするものです。現年課税分では、景気低迷による影響を考慮しまして、当初、前年対比2パーセント減で試算し計上致しましたけれども、課税実績におきましては、営業及び農業所得が増加となりましたことから1,859万4千円を追加し、滞納繰越分においては、徴収率のアップにより534万6千円を追加するものであります。

次に8ページです。2目法人に611万3千円を追加し、3,211万1千円とするものであります。法人税割の増加に伴い追加をするものであります。

次に9ページです。2項1目固定資産税に1,760万9千円を追加し、4億6,971万5千円とするものであります。現年課税分ですけれども、北電知内発電所の償却資産が当初見込みましたよりも実際、知事配分が増えたということにより補正をするものであります。また、滞納繰越分については、徴収率が上がったことにより追加をするものであります。

次に10ページになります。4項1目たばこ税に414万円を追加し、3,895万2千円とするものであります。平成22年10月に税制改正になりましたけれども、消費本数、たばこの本数が減少と見込みましたけれども、それほど喫煙率が下がらな

かったということにより、414万円を追加するものであります。

次に11ページになります。2款地方譲与税、2項1目自動車譲与税に200万円を減額し、2,400万円とするものであります。本年度収入見込額により減額するものであります。

次に12ページです。5款1項1目株式等譲渡所得割交付金で2万円を減額し、7万円とするものであります。同じく本年度の収入見込額により減額するものであります。

13ページです。6款1項1目地方消費税交付金から100万円を減額し、4,700万円とするものであります。本年度収入見込額により減額を致します。

次に14ページです。7款1項1目自動車取得税交付金に150万円を追加し、750万円とするものであります。本年度交付金の見込みにより150万円を追加するものであります。

次のページ、15ページになります。8款1項1目地方特例交付金から201万9千円を減額し、58万1千円とするものであります。本年度収入見込額により減額するものであります。

16ページになります。9款1項1目地方交付税に6,225万円を追加し、20億6,516万5千円とするものであります。3月交付見込みの特別交付税並びに国税が増収分になったことによる調整額を含めて追加補正をするものであります。

次に17ページ、11款分担金負担金、2項負担金、2目民生費負担金から5万円を減額し、1,389万2千円とするものであります。本年度収入見込額により減額をするものであります。

次に18ページ、12款使用料及び手数料、1項使用料、6目教育使用料から88万6千円を減額し、374万7千円とするものであります。高等学校入学検定料からスポーツセンター使用料まで、それぞれ収入見込額により追加、または、減額するものであります。

次に19ページになります。13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金に319万7千円を追加し、1億2,044万9千円とするものであります。障害者等福祉費負担金で、障害者自立支援医療費負担金及び障害者介護給付訓練費等給付負担金については、本年度扶助費の確定に伴い追加をするものであります。また、保険基盤安定制度負担金につきましては、本年度収入見込額により20万8千円を減額するものとなっております。

次に20ページです。2項国庫補助金、1目土木費国庫補助金から132万8千円を減額し、1,331万4千円とするものであります。浄化槽設置整備国庫負担金で31万3千円の減額、社会資本整備総合交付金で、除雪事業補助金で20万円の増額ですけれども、それぞれ収入見込額によるものであります。また、住宅耐震改修等国庫補助金では、本年度の申請がなかったことから減額をするものとなっております。

次に21ページになります。2目教育費国庫補助金に103万4千円を追加し、1,639万5千円とするものであります。公立高等学校授業料不徴収交付金として、本年度見込まれる収入見込みにより追加をするものであります。

次に22ページになります。4目衛生費国庫負担金に49万4千円を追加するものですが、疾病予防対策事業費等補助金で、女性特有のがん検診推進事業として追加をするものでありますが、申請しておりました補助金が今回、交付決定されたことにより追加をするものとなっております。

次に23ページ、3項委託金、1目総務費委託金から186万6千円を減額し、748万2千円とするものであります。選挙費委託金で、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金として、本年度事業確定により減額するものとなっております。

次に24ページ、14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金から52万3千円を減額し、7,422万3千円とするものであります。障害者等福祉費道負担金並びに保険安定基盤制度負担金について、国庫負担金と同様、事業の確定及び収入見込みにより追加、または、減額するものとなっております。

次に25ページです。2項道補助金、2目民生費道補助金から54万2千円を減額し、1,392万1千円とするものであります。重度心身障害者医療費道補助金で73万2千円の減額、ひとり親家庭等医療費道補助金で19万円の減額、乳幼児医療費道補助金で38万円の追加ですけれども、それぞれ扶助費の確定により追加、減額をするものとなっております。

次に26ページになります。3目農林水産業費道補助金に1,668万6千円を追加し、7,305万2千円とするものであります。農業費道補助金として、農地水保全管理支払交付金から地域づくり総合交付金事業補助金まで136万6千円の追加、また、林業費道補助金で、造林事業費道補助金として1,442万円の追加、水産業費道補助金で90万円の追加ですけれども、それぞれ事業費の確定により補助金の追加、または、減額するものとなっております。

次に27ページです。6目衛生費道補助金から45万9千円を減額し、217万5千円とするものであります。妊婦一般健康診査事業で33万3千円の減額、子宮頸がん等ワクチン接種事業で12万6千円の減額ですけれども、それぞれ事業費の確定により減額をするものです。

次に28ページ、6目労働費道補助金から52万円を減額し、554万1千円とするものであります。緊急雇用創出推進事業による臨時職員賃金の確定により減額をするものとなっております。

29ページ、15款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金に164万6千円を追加し、399万7千円とするものであります。財政調整基金から電源立地促進対策交付金施設維持交付金まで、本年度利子分として120万5千円の追加並びに出資配当金として44万1千円を追加するものであります。

次に30ページ、2項1目財産売払収入に938万9千円を追加し、1,363万8千円とするものであります。町有林売払処分として890万円の追加及び北電送電線付近の立木伐採売払処分として48万9千円を追加するものであります。

次に31ページです。16款1項1目寄付金に100万円を追加し、120万円とするものですが、知内高等学校創立60周年を祝しまして、今後、教育の充実・発展を願う町民からのご奉仕がありましたので、補正をするものとなっております。

次に32ページです。17款繰入金、2項基金繰入金、1目積立金繰入金から1,637万3千円を減額し、4,760万5千円とするものであります。教育振興基金繰入金から電源立地促進交付金施設維持基金繰入金まで、事業費の確定並びに一部、起債充当により税源の組み替えによりまして、減額をするものとなっております。

次に33ページです。19款諸収入、2項1目預金利子に10万4千円を追加し、20万4千円とするものであります。預金利子で、本年度収入見込額により追加をするものとなっております。

次に34ページです。3項貸付金元利収入、3目奨学金貸付収入に100万円を追加し、1,441万8千円とするものであります。本年度償還見込額により追加をするものとなっております。

次に35ページ、4項受託事業収入、2目民生費受託事業収入に19万7千円を追加し、59万7千円とするものであります。後期高齢者医療広域連合受託事業収入で、健康診査等受診委託分として19万7千円を追加するものであります。

次に36ページ、5項1目雑入に111万3千円を追加し、2,557万8千円とするものであります。住民総合検診料から北海道後期高齢者医療広域連合補助金まで、収入見込額により追加、または、減額をするものとなっております。

次に37ページになります。2目診療所収入から80万円を減額し、1,396万円とするものであります。湯ノ里診療所収入として本年度収入見込額により80万円を減額するものです。

次に38ページです。20款1項町債、2目商工債に550万円を追加し、1,140万円とするものであります。過疎地域自立促進特別事業債で、事業費の確定により、それぞれ追加をするものであります。

次に39ページです。3目土木債から230万円を減額し、3,090万円とするものであります。過疎地域自立促進特別事業債で、浄化槽設置整備事業として減額をするものであります。

次に40ページです。4目教育債に260万円を追加し、1,010万円とするものであります。過疎地域自立促進特別事業債で、知内高校バス通学生徒交通費助成事業で170万円の減額、文化・スポーツ振興事業として430万円の追加ですけれども、それぞれ事業費の確定によるものとなっております。

次に41ページ、5目消防債から30万円を減額し、2,020万円とするものであります。小型消防ポンプ整備事業から防火水槽整備事業まで、それぞれ事業費の確定に伴い、減額をするものとなっております。

次に42ページ、6目民生債から170万円を減額し、1,480万円とするものであります。過疎地域自立促進特別事業債で、温泉施設入浴優待事業費の確定により、減額をするものとなっております。

次に43ページです。8目労働債から60万円を減額し、90万円とするものであります。過疎地域自立促進特別事業債で新規高卒者等雇用奨励助成事業分で、事業費の確定をしたことにより、減額するものとなっております。

次に44ページ、10目林業債に1,280万円を追加し、2,030万円とするものであります。公有林整備事業債で、町有林整備事業債として90万円の減額、同じく町有林整備事業の林業専用道路分で1,370万円の追加をするものとなっております。

次に45ページです。11目災害復旧債に470万円を追加し、1,950万円とするものであります。林業施設災害復旧事業債で、奥地林道尾刺建川線災害復旧事業として追加をするものとなっております。

次に46ページ、12目総務債に870万円を追加し、1,780万円とするものであります。緊急防災減災事業債で庁舎耐震改修事業として、事業の確定により20万円の減額、過疎地域自立促進特別事業債で知内町ふるさと創生事業として890万円を追加するものであります。

続きまして、5ページをお開きください。地方債の補正であります。第2表地方債

の補正であります。地方債の補正につきましては、過疎地域自立促進特別事業債を5,440万円から6,680万円に、消防施設整備事業債を1,810万円から1,780万円に、公有林整備事業債では、750万円から2,030万円、緊急防災減災事業債では、800万円から780万円に、林業施設災害復旧事業債では、1,480万円から1,950万円にそれぞれ限度額を補正するものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

続きまして、6ページをお開きください。繰越明許費の補正であります。平成24年度予算のうち、次の事業予算につきましては、平成25年度へ繰り越すものと致します。

6款農林水産業費、1項農業費で、農業体質強化基盤整備促進事業として、540万円。道営農業農村整備事業として734万4千円。2項林業費で、町有林整備事業として2,811万円。11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧債で、奥地林道尾刺建川線災害復旧事業として3,648万9千円。以上、4事業合計で、7,734万3千円につきましては、平成25年度へ執行予算を繰り越すものと致します。以上で、説明を終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により、歳出から款毎に行います。

まず、最初に1款議会費。ありませんか。

（「なし」の声あり）

なしということですので、続いて、2款総務費。

48ページから55ページになります。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

53ページの地域間幹線路線バスの件ですね、これ以前に説明を受けたと思うんですけども、木古内から松前までの間、131万3千円の追加ですね、これというのは、高校の登下校の際の時間帯は、当然、入っているんですよね。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（大館光晴）

今までの運行時間と変更はございませんので、今までどおり通学生徒の登下校については、支障がないものと考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

延長でいけば、相当、知内の場合、湯ノ里までありますので、かなりの距離になると。ただし、そういう通学的なものの要素の中で、この補てんは要請に応じるしかないという考え方でいいですか。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（大館光晴）

説明致しましたけれども、いわゆるこの路線につきましてはですね、民間企業が運行している路線ではありますけれども、そこに只今、申し上げましたとおり、いろい

ろな意味で、公共交通機関として重要だという認識に立ちまして、四町共通の認識に立ちまして、今回、函バスの方に補助するという事にさせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

1番。

◎ 1番（西山和夫）

補助制度変更ということで、これからもこういう感じになるんだろうと思いますけれども、その度に補てんをするという考え方でいいですか。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（大館光晴）

我々、四町の担当者が集まって協議をした中でもですね、今後、これが常態化するということはですね、承服しかねるということで、そこには当然、企業として運行しているわけですから、企業の経営努力というものを最大限、生かした中で運行をしていただきたいと、継続していただきたいということで申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

そのほか、ありませんか。総務費。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、続いて、3款民生費。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

62ページの子宮頸がん、40万円減額になってはいますが、当時の予想人数と全員が受けたのか、それとも、予想人数から要するに例えば、受けなかったと、本人の希望で受けなかったという人も入っての減額なんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明致します。子宮頸がんの予防ワクチンにつきましては、対象者20名、これにつきましては、中学生を対象としておりますけれども、全員受けております。ここで減額しているのはですね、子宮頸がん、町の任意事業として認めていただきました、大学生等の関係で、21名分みたんですけれども、実際には、1名しか今、実施していないと。1名は今、実施したいということであるんですけれども、そんなことで、任意でやった部分で減額をさせていただいたということになります。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。民生費であります。

ないようでありますので、4款衛生費。ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、5款労働費。労働費。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

特段ないようでありますので、6款農林水産業費。ありませんか。

（「なし」の声あり）

6款ないようですので、移ります。7款商工費。7款商工費ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、8款土木費。

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

79 ページ、住宅耐震改修、これ全然、対象者がいなかったということでありまして、予算の中でも同じ規模で、また予算見えていますけれども、今年から反省して、来年度に向ける何か、そういう反省点があれば、お願いします。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

先ほどもちょっと説明させていただきましたが、今年度につきましては、周知の方法をですね、広報誌 2 回にわたってやったんですが、それではなかなか実績が反映されなかったということで、まず、個別に対象者に案内文書を出そうと思っています。それと、町内の建築業者を通じてですね、周知を図りたいというふうに考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

すみません。築何年から対象になるのか、ちょっと資料で今、確認できませんけれども、最低限、その対象になる住宅の方々にペーパー、ある程度、文書で有線等の利用ではなくて、ペーパーでその対象者に個別に配付して、あと、個別に判断するという、そういう方法も考えられると思いますが、その辺、どうですか。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

昭和 56 年以前なのですが、できる限り抽出して、個別案内文書を出そうというふうに考えております。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに土木費ありませんか。5 番、谷口君。

◎ 5 番（谷口康之）

関連して、課長の説明でありますと、何か PR 不足だというようなことであつたんですけれども、今、西山議員の方から言われましたように、ただ、課長、うちの町の現状を見ますとですね、やっぱり昭和 56 年前に建てた住宅といえば、やはり住んでいる方も年齢もある程度、高齢者の方が結構、多いんじゃないかと思うんですけれども、うちの町の現状もその辺、分析しまして、今、西山議員言われましたように、来年度に向けてですね、どういう形のもをまず、具体的など言えば変ですけども、これから考えているのか、まず、あるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

まず、対象が昭和 56 年以前ということなので、住んでいらっしゃる方、対象になるかどうかということが、まず、分かっている方、知らない方もたくさんいるのかもしれない。それで、うちの方で、今、申し上げましたように、対象家屋、これは 100 パーセントなかなか抽出できないのかもしれませんが、できる限り、調査の上、個別に案内文書を出したいと思っています。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

よろしいですか。ほかに土木費ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、9款消防費。

（「なし」の声あり）

ないようですので、10款教育費。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

すみません。説明聞いていませんでした。89ページなんですけれども、教育用パソコンの減額、当時、予算の中で、各小学校、台数的に出ていましたけれども、その台数を確保した入札減ということでよろしいですか。

◎ 議長（伊藤政博）

教育次長。

◎ 教育次長（村上芳二）

昨年度、購入した教育用のパソコンにつきましては、湯ノ里小学校・涌元小学校・知内小学校、合わせて3校で58台、当初予定した台数を購入しております。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに教育費ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、11款災害復旧費、ありませんか。

歳出全般で質疑漏れありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、歳出の質疑を終わりました、歳入一括質疑を行います。

歳入は、1款の町税から20款の町債までであります。質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

過疎地域自立促進特別事業債、これある程度、当初予算で5,100万円くらい見えていますけれども、減額等もあります。そして、またその減額に合わせて、組み替えをしているという考え方でいいですか。あと、新規のものを入れて、ある程度、この予算の中で執行すると。出るんだから、それを有効活用するという考え方の追加、または、財源入替、変更。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（大館光晴）

ご指摘のとおりの方でやっております。要するに財政運営上、一般財源、あるいは、特財として基金を繰り入れるということから、7割のバックがあります交付税を有効活用した中で、事業を組み立てていくという基本的な考え方でやっております。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

それと、6ページの繰越明許の関係なんですけれども、これ残念ながら、理解不能でして、ちょっと説明をいただきたいと思います。まず、6ページの最初の農業体質強化、これは知内第1地区工事の追加補正のあった540万円ということで、そして、

2番目、道営が只今、70ページで説明した金額、それと、6の2というのが、今、73ページで説明した9・11、それと13の委託料、各合計をした2,810万円だと、金額的には間違いがないと思うんですけども、それで、11の1なんですけれども、3,648万9千円あります。これ補正では、3,698万9千円なんですけれども、ここで50万円の差額、一般財源の持ち出しで36万円とこの1,442万円ですか、これの14万円の差額で50万円ということで、要するに一般財源で50万円見ているという考え方でいいのか、さっきの追加資料の中で、13万円と一般財源書いていたものですから、ちょっとあれと思ったんですけども、その辺は、どう解釈すれば。すみません。丁寧に説明していただきたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（手塚恵一）

ご説明致します。繰越明許費の11款の災害復旧費、地すべり災害に係る分なのですが、これにつきましては、調査委託費の方は、地すべり災害に係る調査委託の方はもう終了しております、今、繰越をするのは、工事請負費、それと、事務費の一部を繰り越すということになっています。その必要額が、そこに記載の3,648万9千円ということですので、ご理解いただきたいと思います。それと、先ほどちょっと説明が不足しておりましたが、当初、地すべり災害に係る調査委託については、災害復旧対策債、対象にならないということで予算を見ておりましたが、この度、そちらの方の災害復旧対策債の該当になるということで、財源の組み替えをしているところでありますので、ご了承いただきたいと思います。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

調査委託費96万9千円補正でかけていますよね、この部分が要するに実行済みなので減るという考え方、そして、追加、それでもちょっと40何万円が合わなくなつて。これあとでやります。議長、すみません。質問を終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

後ほど、担当者と。

ほかに。4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

31ページの寄付金の関係で、今回、篤心者の方から100万円の寄付をいただいたということで、計上されておりますが、この活用方法は、どのように考えているのか、お尋ねを致したい。

◎ 議長（伊藤政博）

高校事務長。

◎ 高校事務長（松崎輝幸）

ご説明致します。この関係については、先ほどの歳出の91ページの備品購入費の部分で、特注テーブル・椅子・ベンチとありますけれども、この分が寄付の部分です。それで、先ほど次長の方から説明ありましたとおり、生徒会だとか、生徒から要望を受けまして、特注のテーブル8個、それと、椅子32脚、ベンチ6脚、これの方に充てていきたいと思います。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

4番。

◎ 4番 (松井盛泰)

この篤心者の方からは、目的をきちんと定めた中での寄付だったのだろうか。こういうところに例えば、高校に使ってくださいということの寄付だったのか。

◎ 議長 (伊藤政博)

教育次長。

◎ 教育次長 (村上芳二)

高校に100万円の寄付がありました。この寄付金については、特定寄付ということではなくして、高等学校の教育振興の一部ということで、一般寄付ということで受けさせていただきました。今回、子どもたちから、生徒から要望のあった机・椅子・ベンチ等を購入するということになりましたので、ご理解をいただきたいと思います。

◎ 議長 (伊藤政博)

4番、よろしいですか。なければ、1番、西山君。

◎ 1番 (西山和夫)

すみません。先ほど聞き忘れたんですけども、過疎地域のこれに当てはまる基準って何かあるんですか。何でもかんでも当てはまるものではないと思うんですけども、その考え方、もし、ありましたら、後ほど、資料お願いできればと思います。

◎ 議長 (伊藤政博)

過疎債使える基準ということですか。

今、1番議員から過疎債の使える基準についての資料要求がありましたが、このように取り扱うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということでありますので、後ほど、資料提出をお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これより昼食のため、午後1時まで休憩と致します。

再開は、午後1時と致します。

( 休憩 午後 0時12分 )

( 再開 午後 1時00分 )

◎ 議長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

---

● 議案第2号 平成24年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第9、議案第2号、『平成24年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

議案第2号、平成24年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について。

平成24年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,599万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,860万1千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、歳出より説明させていただきます。16ページをお開きください。16ページ、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に102万9千円を減額し、239万4千円とするものであります。9節旅費から13節委託料まで、それぞれ不用額と見込まれる額を増減するものであります。なお、13節委託料で、レセプト点検業務委託料が87万円の減額をしておりますが、年4回の委託となったことから87万円を減額してございます。

次に17ページ、3項運営協議会費、1目運営協議会費2万円を減額し、37万9千円とするものであります。旅費で研修旅費2万円の減額であります。2項保険給付費、1項療養給付費、1目一般保険者療養給付費に600万円を減額し、4億200万円とするものであります。19節負担金補助及び交付金で、保険者負担金として600万円の減額であります。これにつきましては、本年度の給付費の見込額により減額をするものであります。

次に19ページ、2目の退職被保険者療養給付費に800万円を減額し、2,214万3千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金で、保険者の負担分として800万円の減額であります。これにつきましても、本年度の給付見込みにより減額をするものであります。

次に3目の一般被保険者療養費に補正額はありませんが、財源内訳の変更をしてございます。

同じく21ページ、4目の退職被保険者療養費につきましても、補正額はありませんが、財源内訳の変更をしてございます。

次に2項高額療養費、1目の一般被保険者高額療養費に500万円を追加し、5,500万円とするものであります。19節負担金補助及び交付金で、保険者の負担分として不足が見込まれることから、500万円を追加するものであります。

次に23ページ、2目の退職被保険者高額療養費に100万円を減額し、300万円とするものであります。19節負担金補助及び交付金の保険者の負担分として100万円を減額するものであります。

5項葬祭諸費、1目葬祭費に15万円を追加し、45万円とするものであります。

19節負担金補助及び交付金の葬祭費に不足が見込まれることから、5人分の15万円を追加するものであります。

次に25ページ、7款1項共同事業拠出金の1目高額医療費拠出金に279万5千円を減額し、2,073万5千円とするものであります。これにつきましても、19節負担金補助及び交付金の高額医療費共同事業医療費の拠出金の確定に伴い、279万5千円を減額するものであります。

次に3目保険財政共同安定化事業拠出金で28万1千円の追加で、7,156万1千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金の保険財政共同安定化事業拠出金で、拠出金の確定に伴い28万1千円の追加であります。

次に27ページ、8款1項保険事業費、1目の保険衛生復旧費に243万2千円を減額し、583万2千円とするものであります。9節旅費から13委託料まで、それぞれ不用と見込まれる額を減額するものであります。

次に11款諸支出金、1項3目償還金に722万円を追加し、826万7千円とするものであります。22節償還金利子及び割引料で、平成23年度療養給付費等負担金返還金として、722万2千円を追加するものであります。これは、額の確定により償還するものであります。

次に12款1項1目の予備費に737万2千円を減額し、172万1千円とするものであります。予備費として737万2千円の減額であります。歳入との調整のための減額でございます。

続きまして、歳入を説明致します。3ページをお開きください。

3ページ、1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税983万3千円を追加し、1億5,650万5千円とするものであります。医療給付費分現年課税分から介護納付金分の滞納繰越分まで、それぞれ徴収見込額により補正をしておりますが、特に滞納繰越分につきましては、当初、10パーセントの徴収率で計上しておりましたが、現在、27パーセントから33パーセントの徴収見込みということで、補正をしております。

次に4ページ、2目の退職被保険者国民健康保険税につきましても、43万円を減額し、942万9千円とするものであります。医療給付費分の現年分から医療給付費分の滞納繰越分まで、それぞれ徴収見込みにより補正しております。

次に3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金に2,037万9千円を減額し、1億511万1千円とするものであります。現年度分の療養給付費負担金から後期高齢者支援金負担金まで、それぞれ減額し、2,037万9千円を減額するものであります。

次に6ページ、2目の高額医療費共同事業負担金に79万2千円を減額し、509万円とするものであります。高額医療費の共同事業負担金の確定により、79万2千円の減額であります。

次に2項国庫補助金、1目財政調整交付金に3,117万6千円を減額し、4,575万2千円とするものであります。普通調整交付金2,803万4千円の減額、特別調整交付金314万2千円の減額、それぞれ収入見込みによるものであります。

次に8ページ、4款1項1目の療養給付費交付金に116万3千円を減額し、2,490万3千円とするものであります。これにつきましても、交付金の収入見込みにより減額するものであります。

5款1項1目の前期高齢者交付金に13万3千円を減額し、1億6,936万8千

円とするものであります。前期高齢者交付金で、額の確定により減額するものであります。

次に10ページ、6款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金に47万4千円を減額し、540万8千円とするものであります。これにつきましても、共同事業負担金の確定に伴うものであります。

2項道補助金、1目財政調整交付金で132万6千円を追加し、3,929万3千円とするものであります。特別調整交付金の収入見込みによるものであります。

次に12ページ、7款1項1目共同事業交付金に314万5千円を減額し、7,899万円とするものであります。高額医療費共同事業交付金で248万6千円の追加、保険財政共同安定化事業交付金で563万1千円の減額、それぞれ額の確定によるものであります。

次に9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に351万円を減額し、3,537万9千円とするものであります。保険基盤安定繰入金並びに財政安定化支援事業繰入金、それぞれ額の確定によるものであります。

次に14ページ、9款繰入金、2項1目の基金繰入金に3,393万9千円を追加し、3,394万円とするものであります。基金繰入金として、繰入をするものであります。

11款諸収入、3項1目の雑入に10万9千円を追加し、63万9千円とするものであります。雑入として高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の確定に伴い、10万9千円の追加であります。以上で説明を終わらせていただきます。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

なしという声があります。質疑がないようでありますから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 議案第3号 平成24年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） について

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第10、議案第3号『平成24年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について』についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

議案第3号、平成24年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。

平成24年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ312万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,967万2千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明を致します。4ページをお開きください。

4ページ、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金として312万9千円を追加し、5,628万7千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金で、保険料等の負担金として312万9千円の追加であります。保険料の徴収見込みにより追加するものであります。

引き続き、歳入を説明致します。3ページをお開きください。

3ページ、1款1項1目後期高齢者医療保険料312万9千円を追加し、3,441万5千円とするものであります。後期高齢者医療保険料の特別徴収額124万3千円の減額、普通徴収額437万2千円の追加、合わせて312万9千円の追加であります。それぞれ徴収見込額により補正をするものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第4号 平成24年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第4号、『平成24年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第4号、平成24年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について。

平成24年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,533万8千円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明を致します。4ページをお開きください

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費から57万円を減額し、1,457万7千円とするものです。これは19節負担金補助及び交付金で、下水道利用促進補助金利子補給金の額の確定見込みにより減額するものでございます。

次のページでございます。2目施設維持費に104万円を追加し、4,888万7千円とするものでございます。今年度当初見込んでおりました汚泥の発生量350トンでございますが、それからおよそ50トンほど増加が見込まれておまして、不足を来すというような見込みでございます。それで今回、追加するものでございます。

続きまして、歳入をご説明致します。3ページをお開きください。

2款繰入金、1項一般会計繰入金に47万円を追加し、1億4,706万1千円とするものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第5号 平成24年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第2号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第12、議案第5号『平成24年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第2号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第5号、平成24年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第2号）について。

平成24年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ36万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,430万8千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明致します。5ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費から14万6千円を減額し、61万円とするものです。内訳は、19節負担金補助及び交付金で、下水道利用促進補助金利子補給金の額確定見込みにより、15万円の減額。25節積立金で、農業集落排水施設事業特別償還金利子確定に伴い、積立金に4千円追加するものでございます。

次のページでございます。2目施設維持費から22万円を減額し、780万8千円とするものでございます。これは13節委託料で、クリーンセンターの維持管理の委託料、曝気装置点検整備委託料の額確定によるものでございます。

次に歳入をご説明致します。3ページをお開きください。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金から37万円を減額し、3,613万6千円とするものです。

次のページでございます。4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金に4千円を追加し、5千円とするものでございます。これは農業集落排水事業償還基金の利子の確定によるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第6号 平成24年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第13、議案第6号『平成24年度知内町介護保険特別会計補正予算（第

3号) について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

議案第6号、平成24年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

平成24年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143万3千円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ4億4,310万9千円とする。

介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ396万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致します。8ページをお開きください。

8ページ、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に224万1千円を減額し、136万6千円とするものであります。14節使用料及び賃借料で、介護システムリース料で224万1千円の減額であります。当初予算で244万5千円を計上し、4月から契約を予定しておりましたけれども、4月の法改正並びに機器システムの共同利用をするため、本年3月からのリース契約となったところであります。したがって、11カ月分を減額するものであります。ただ、既存の機器等により、介護サービス提供には特に支障はございませんでした。

次に9ページ、2款1項保険給付費、1目の介護サービス等給付費に130万円を減額し、4億135万3千円とするものであります。19節負担金補助及び交付金の介護サービス等給付費で130万円の減額で、本年度の給付見込みにより減額をするものであります。

2項高額介護サービス等給付費で、1目の高額介護サービス等給付費に130万円を追加し、830万円とするものであります。19節負担金補助及び交付金で、高額介護サービス等給付費に130万円を追加するものであります。

次に11ページ、4款1項基金積立金に1目介護給付費準備基金積立金に59万3千円を追加し、611万5千円とするものであります。25節の積立金に基金積立金として59万3千円の追加であります。

次に6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目の償還金に21万5千円を追加し、36万2千円とするものであります。23節の償還金利子及び割引料に介護従事者処遇改善臨時特例交付金返還金として21万5千円の追加であります。これは国に返還するものであります。

引き続き、歳入を説明致します。3ページをお開きください。

3ページ、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料に240万円を追加し、7,252万7千円とするものであります。現年度分保険料の第1号被保険者保険料として240万円の追加であります。これにつきましては、第5階層、第6階層の増であります。

続きまして、4ページ、6款財産収入、1項財産運用収入、1目の利子及び配当金に2万3千円を減額し、5千円とするものであります。これは基金利子の減額を見込

んだものであります。

次に7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目のその他一般会計繰入金に224万1千円を減額し、858万8千円とするものであります。事務費の繰入金の減額でございます。

次に6ページ、2項基金繰入金、1項介護給付費準備基金繰入金に172万9千円を減額し、217万6千円とするものであります。介護給付費準備基金繰入金に172万9千円を減額するものであります。

次に3項1目介護サービス事業勘定繰入金に16万円を追加し、396万円とするものであります。介護サービス事業勘定の繰入金として16万円の追加であります。

引き続き、介護サービス事業勘定の説明をさせていただきます。16ページをお開きください。

歳出関係で、1款諸支出金、1項繰出金、1目保険事業勘定繰出金に16万円を追加し、396万円とするものであります。28節繰出金に保険事業勘定繰出金として16万円の追加であります。

引き続き、歳入を説明致します。15ページをお開きください。歳入であります。1款サービス収入、2項予防給付費収入、1目の居宅支援サービス計画費収入として16万円を追加し、396万円とするものであります。居宅支援サービス計画費の収入見込みにより16万円を追加するものです。以上で説明を終わらせていただきます。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ● 議案第7号 平成24年度知内町水道事業会計補正予算（第4号）について

##### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第14、議案第7号『平成24年度知内町水道事業会計補正予算（第4号）について』を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

##### ◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第7号、平成24年度知内町水道事業会計補正予算（第4号）について。

第1条、総則でございます。平成24年度知内町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量でございます。平成24年度知内町水道事業会計予算（以下、「予算」という）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（2）年間総給水量、知内上水32,950トン追加、湯ノ里簡水3,439トン減、小谷石簡水1,584トン減、合計で2万7,927トンの追加でございます。それで、合計877,927トンと致します。

第3条、収益的収入及び支出でございます。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

1款水道事業収益、1項営業収益で317万円を追加し、水道事業収益1億6,015万8千円とするものでございます。

次のページをお開きください。平成24年度知内町水道事業会計予算実施計画でございます。

収入で、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益で、水道使用量を328万円追加、メーター使用量を11万円減額、合計317万円追加するものでございます。合わせまして、水道事業収益1億6,015万8千円でございます。これの水道使用量の追加分につきましては、当初見込んでおりました北海道電力分の使用量増加によるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 報告第1号 平成24年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第15、報告第1号『平成24年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について』を議題にします。

本案について、説明を求めます。

教育長。

◎ 教 育 長（田中健一）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第27条第1項の規定に基づき、平成24年度の知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について、ご報告致します。

まず、対象事業について、ご報告致します。平成24年度の点検評価の対象としましては、1ページから9ページにわたって記載されております、平成24年度教育行政施策体系に基づき、施策の進捗状況や教育委員会の会議や設置している協議会などの開催状況について記載致しました。なお、教育施策体系は、知内町学校教育中期推進計画第6次知内町社会教育中期計画に基づいて、年度当初に策定したものであります。

続いて、10ページ、11ページの教育委員会の会議等の状況について、報告致します。平成24年度の教育委員会会議の開催状況については、定例会と臨時会を合わせ、13回開催致しました。平成24年度は、知内町立学校防災対策基本マニュアル、子どもいじめ防止学力向上策などについて、地域課題解消に向けた協議を進めることができました。また、教育委員による学校訪問の一環として、校長会との協議の場を設け、各学校の状況や教育要望などについて協議を深めました。

続いて、12ページ・13ページをお開きください。教育委員会が委嘱している委員会、設置した協議会などの活動状況についてお知らせ致します。まず、就学指導委員会では、就学決定時のみならず、児童生徒の成長記録や指導内容に関する情報を共有し、適正な就学がなされるような取組が進められております。

知内町教育研究所では、知内町の子どもたちの成長を支えるための情報交換や公開授業を開催するなど、教育推進に大きく貢献しております。知内町PTA連合会では、平成24年度食育に関わる講演会を開催し、食の安全について考える機会を提供していただきました。知内町道徳教育推進委員会は、文部科学省委託事業受けて設置された組織です。道徳の時間の公開並びに道徳性アンケートについて取組んでいきました。

続いて、17ページをお開きください。平成24年度重点推進事業についての評価についてご報告いたします。平成24年度の事業の点検・評価については、教育推進重点事業、社会教育の充実、スポーツの振興、郷土資料館活動の充実、文化交流センター活動について、点検・評価を実施致しました。それぞれの項目にしたがい、いくつかについてお話させていただきます。教育推進重点事業は、2年目の取組みであり、具体的な成果が確認できるようになりました。まず、18ページの子どもの学力を育てる取組みなのですが、子どもたちへのアンケート調査で、学校生活が楽しいと答えている割合について、ご報告します。小学校3校全体で91パーセント、中学校1年生から3年生まで82パーセント、知内高等学校1年から3年生まで86パーセントの児童・生徒が学校生活が楽しいと答えた割合が、日頃からの学校の指導体制が充実し、教職員と生徒、生徒同士の関係が良好な状況であることがうかがえることを踏まえ、A評価と致しました。

続いて、19ページの子どもの体力を育てる取組みにおいては、課題のあった基礎体力の向上に向け、取組みが計画的に進められていることにより、A評価と致しました。

20ページをお開きください。豊かな人間性を育てる取組みは、道徳教育推進の町内組織が確立されたものの、いじめへの対応など大きな課題を残した年となったことにより、B評価と致しました。

21ページ、ご覧ください。信頼される知内高等学校教育の確立では、生徒指導での学校の総合力の強化、進路指導の充実などを評価し、A評価と致しました。続いて、25ページをお開きください。子どもの健やかな成長を目指す取組みは、B評価と致しました。これは、子どもの生活実態などに関して情報提供の工夫をしていくこ

とと、保護者が悩みなどを教職員に気軽に相談できるかという設問でアンケート取ったのですが、その割合が中学校で56パーセント、高等学校で66パーセントであり、学校と教職員との信頼関係を高める必要性があると判断しました。

26ページからの社会教育の充実では、27ページご覧ください。放課後子ども教室推進事業において、指導者の確保と指導内容の多様化に課題があることにより、B評価と致しました。

30ページをご覧ください。町民文化祭では、発表の場としての必要性は高いもののサークルの活性化や展示などの工夫などにより、B評価と致しました。スポーツ振興についてご報告致します。スポーツ振興では、合宿大会誘致を行い、各スポーツ施設の有効活用が軌道に乗ってきていることから、A評価と致しました。

32ページをご覧ください。32ページからの郷土資料館の活動についてご報告を申し上げます。資料の収集、管理や教育普及展示などの取組みに関し、これまでの実績を維持しつつも、特色ある活動を取り進めていることにA評価としております。

最後に、文化交流センターの活動ですが、展示、学習活動などに活用してきました。しかし、今後の見通しについて検討すべき課題もあることから、B評価としております。以上、概要についてご報告申し上げましたが、お手元の報告書をもって、平成24年度知内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告とさせていただきます。よろしくどうぞ、お願い致します。

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

報告内容の説明がありました。報告の案件であります。特に質疑があれば、許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、報告第1号はこれで終わります。

---

### ● 平成25年度知内町行政執行方針について（町長）

#### ◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第16、『平成25年度知内町行政執行方針について』を議題とします。町長から説明をお願いします。

#### ◎ 町 長（大野幸孝）

平成25年知内町議会第1回定例会の開会にあたり町行政執行について、私の所信を申し上げ、町議会議員の皆様方、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本町のこの一年を振り返って見ますと、冬の大雪や、夏から秋にかけての高温により農漁業が大きな影響を受けました。農業では、水稲は豊作であったものの、施設作物のニラ・ほうれん草・トマトは生産量がともに前年を下回り、販売額においては、ニラを除き前年を下回る状況となりました。その中において本町を代表する産品でありますニラは一昨年、昨年に引き続き生産販売額10億円を達成できましたことは、何と申しましても生産者の方々のご努力の賜物であり、心から敬意を表するところであります。

一方、漁業も高海水温等の影響で、ホタテや中間育成うりが大量に斃死し、また、回遊魚の減少による不漁など、漁家経営にとって大きな影響を受けたと

ころであります。大きな恵みを与えてくれる自然が、一方では人々の生活に計り知れない試練を与え、自然に対する畏敬の念を改めて強くした一年間でありました。

さて、昨年12月に発足した安倍内閣は緊急経済対策として13.1兆円の補正予算をはじめ、経済を活性化させるための基本方針として財政政策、金融政策、成長戦略を打ち出し、さらに内容面では、「復興・防災対策」・「成長による富の創出」・「暮らしの安心と地域活性化」の三分野について重点的に取り組むこととしておりますが、経済対策をはじめとした国の動向を十分注視しながら、地域の元気臨時交付金などあらゆる制度を有効に活用して、本町における地域経済の活性が実感できるような施策を講じて参ります。

農林漁業を基幹産業とする本町にあっては、生産の維持増大が本町の持続的な発展に必要不可欠であることから、農林漁業の振興発展を第一に考え、さらに、商工業の振興発展、雇用対策、教育福祉の充実、子育て支援や高齢者の生きがい対策、町民皆様が安全で安心して快適に生活できるよう生活環境整備など、より住み良い町づくりを進めて参りますので、町議会議員、町民皆様の一層のお力添えをよろしくお願い申し上げます。

## 二 基本方針

次に、町政に対する基本的な考え方について申し上げます。

私は、町民の参加と協働による元気で活力ある豊かな知内町の実現を目指し、あわせて、職員一人ひとりが町民全体の奉仕者であることを常に意識し、町民の皆様が温もりを実感できる「笑顔かがやく躍動の舞台(まち)舞台」をつくり上げるため、引き続き努力して参りたいと考えております。

また、元気で豊かな知内町実現のために七つの目標を掲げ、町民皆様との「まちづくり懇談会」では、町の施策に対する多くの貴重なご意見をいただくことができました。

今年度も、町民皆様と一緒に町づくりを進めるスタンスをしっかりと持ち、でき得る限りスピード感を意識しながら目標達成に向けた施策を推進して参りますので、何卒ご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

## 三 主要施策の推進

次に、主要な施策についてご説明申し上げます。

第一に、「地場産業の振興によるまちづくり」であります。

本町農業は、これまでも他産地との差別化を図りながら、安全、安心で良質な産品を安定的に提供できる体制の構築を進めてきましたが、農業基盤の整備充実を図ると共に、従事者の高齢化や担い手不足などの課題に対しては、昨年、生産者・関係諸団体で設立した「農業振興対策プロジェクト」と連携を図りながら、課題解決の方策について検討を進めて参ります。

林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷など依然として厳しい状況が続いていますが、間伐などの森林整備を計画的に進めるとともに、産出木材の「地材地消」による一層の利用拡大を図るため、住宅建設の際の地域材活用に対して新規の助成制度を創設し、公共施設の整備に際しても積極的に利活用して参ります。

漁業にあっては、回遊魚の減少により漁獲が低迷し、また、高海水温の影響

により養殖漁業も大きな影響を受け、厳しい経営状況におかれていることから、漁業共済への加入促進を図るため支援を講じるとともに、担い手の減少や高齢化が進行している中であって、沿岸資源の増大対策や養殖漁業への転換、カキ・ホタテ・マコガレイなどのブランド化の推進により、本町漁業の振興と漁家経営の安定化を図って参ります

商工業については、商業では町外量販店等への購買客の流出など、また、製造業や建設業では公共事業の減少や先行き不透明な景気情勢によって依然として厳しい状況が続いておりますが、今後も商工業振興のため支援を継続して参ります。

観光振興は平成27年度の北海道新幹線の開業を見据え、近隣他町との連携を図りながら、本町の資源や特性を最大限活用した体験観光を含めた観光振興についての具体的な事業展開の体制の確立や事業メニューの計画策定を急がなければならないものと考えております。

(1) 農業の振興については、

- ① 野菜集出荷施設は、生産性の向上を図るため、施設再編も視野に「農業振興対策プロジェクト」と連携して継続協議を進めます。
- ② 重内地区及び重内第二地区用水路整備事業の受益者負担の軽減を図ります。
- ③ 新規就農希望者の受入れ促進と、受入農家への支援の継続とあわせて、研修生向け住宅の確保を図ります。
- ④ 新函館農協知内支店が開催する、担い手養成講座の開設に対し支援をします。
- ⑤ 農業担い手育成・労働力軽減対策について、農業振興公社等の設立も視野に関係機関・生産者と連携し検討します。
- ⑥ 国営土地改良事業の農家負担軽減対策について、関係機関・期成会と協議を進めます。

(2) 林業及び林産業の振興については、

- ① 森林を適正に管理するため、「森林情報管理システム整備事業」を実施します。
- ② 木質バイオマスを町民センターなどの公共施設の暖房熱源として活用するため、「木質バイオマス調査研究委託事業」を実施します。
- ③ 地域材を活用した町民プールと子ども交流センター複合施設を整備するなど、地域材の有効活用に努めます。
- ④ 地材地消の促進のため、住宅建設等に対して「地域材活用住宅助成事業」を実施します。
- ⑤ 地元スギ材の有効活用及び需要喚起について、関係機関等と検討を進めます。
- ⑥ 人工造林や除間伐など森林整備に対し、国の制度資金に町独自の上乘せ補助を実施します。
- ⑦ 水源の涵養や二酸化炭素の吸収源となる森林の保全のため「水源林造成事業」を実施します。
- ⑧ 有害鳥獣被害防止のため電気柵設置や囲い罠設置を推進する「有害鳥獣被害防止対策補助事業」を実施します。

- ⑨ 町民が森林・緑への理解を深めるため、知内高校グラウンド周辺において植樹祭を開催します。
- (3) 漁業の振興については、
- ① 漁業者収入の安定化を図るため、特定養殖共済・漁獲共済加入促進のための支援をします。
  - ② ホヤ・ナマコの事業化に向け種苗生産体制確立のための資源培養管理型漁業振興を図ります。
  - ③ ウニ・アワビの種苗放流により、沿岸資源を増大し採貝漁業の推進を図ります。
  - ④ 養殖漁場整備事業によりウニ養殖施設や高水温対策を兼ねた養殖籠整備に対する助成をして、漁家経営の安定化を支援します。
  - ⑤ 水産物のブランド化や販路拡大事業を支援します。
  - ⑥ 小谷石漁港の越波対策事業の促進に向け要望活動を継続します。
  - ⑦ 魚礁や増殖礁設置事業などの水産基盤整備の促進を引き続き要望します。
- (4) 商工業の振興については、
- ① 特産品のブランド化や販路拡大事業を支援し、商工業の活性化を図ります。
  - ② 新規高卒者等を採用する中小企業への支援を引き続き実施します。
  - ③ 商工会への助成事業を継続します。
- (5) 観光の振興については、
- ① 農林漁業体験や軽登山など本町の資源素材を活かし、体験をキーワードに観光振興を図ります。
  - ② 移住等促進住宅を整備し、お試し暮らしや二地域居住などを積極的に進めます。
  - ③ 観光協会と連携して、体験観光の今後の方策について検討を進めるとともに、観光協会の活動事業を支援します。

第二に、「子供の未来に希望のあるまちづくり」であります。

町内での年間出生者数が30名程度と一層少子化が進行している中であって、子どもを生き育てやすい環境をつくるのがきわめて重要であることから、子育てをしながら働くことができる環境づくり、子育て中の親の負担をできるだけ軽減するなどの支援を進め、子育てがしやすい町、子育てが楽しい町、子供が健やかに育つ町づくりを推進します。

本町では、就学前後における児童の保育ニーズが高く、とりわけ学童保育は専用施設の整備が急務となっていることから、「子ども交流センター」の建設を進めるとともに、子ども発達支援センターの開設や障がい児のデイサービスなどもできるよう、体制整備に向けた検討を進めます。

また、乳幼児の健診や予防接種事業の拡充により、安心して子育てができる体制を整えるとともに、育児教室の実施により育児支援や相談機能の充実を図ります。

さらに、建設後40年余を経過し、老朽化が著しい町民プールの改築や高校陸上競技場に夜間照明を整備するなどスポーツ施設の充実を図るとともに、大学等との連携により、町内児童・生徒の体力の保持増進に努めます。

また、小・中・高校生のスポーツ・文化活動や研修事業に対し積極的に支援

をして、引き続き町の宝である「頑張る子供を応援する事業」を推進して参ります。

- (1) 健（検）診、予防接種、医療費助成については、
  - ① 水疱瘡・おたふく・ロタウイルス予防接種費用の助成を継続実施します。
  - ② 中学生までの医療費を無料とする子ども医療費助成制度を継続実施します。
  - ③ 子宮頸ガンやヒブワクチン（細菌性髄膜炎）、小児肺炎球菌ワクチンの接種率向上を図ります。
- (2) 育児支援事業については、
  - ① 二歳児運動教室を開催します。
  - ② のびのび教室、離乳食教室、食育教室、すこやか教室など育児教室を開催します。
  - ③ 保育園（所）、幼稚園連絡会を開催します。
  - ④ 育児サークルの活動を支援します。
  - ⑤ 育児相談、新生児訪問を随時実施します。
  - ⑥ 障がい児の療育相談事業や発達支援事業を継続実施します。
- (3) 働きながら子育てができる環境づくりについては、
  - ① 学童保育事業の充実に努めるとともに、子ども交流センターの新設整備を進めます。
  - ② 子ども発達支援センターの開設や障がい児デイサービスの実施を検討します。
  - ③ シルバー世代による子育てサポータークラブの設立を検討します。
  - ④ 幼保一元化による子育て支援体制整備を検討します。
- (4) 子どものスポーツ文化活動、研修事業への支援については、
  - ① 子どもたちのスポーツ文化活動の支援を継続します。
  - ② 町民プールの改築整備を進めます。
  - ③ 高校陸上競技場に夜間照明を整備します。

第三に、「新たな雇用創出によるまちづくり」であります。

国では長引くデフレ・円高からの脱却を図るため、経済再生に向けた諸施策が講じられているものの、地方にあっては依然として厳しい経営を強いられ、雇用環境の改善傾向が見えない状況にあります。

このような中にあっても、事業の持続発展の基礎となる優秀な人材の確保に向け、若者を雇用する地元企業が出てきている状況にあります。

これらの動きに呼応するため、新規高卒者等雇用奨励助成制度を継続して、町内企業の地元雇用促進を図り、若者の地元雇用拡大につながるよう引き続き取り組んで参ります。

- (1) 人材の育成・確保については、
  - ① 各種研修等に積極的に派遣し、人材の育成に努めます。
- (2) 就労の場の確保については、
  - ① 新規高卒者等雇用奨励助成制度を継続実施し、町内事業所への若者雇用を支援します。
  - ② 緊急雇用創出推進事業で新規雇用を創出して、地域材利用や水産業活性

化の推進を図ります。

③ 木質バイオマスエネルギー導入事業により、新たな雇用の創出を図ります。

④ カキ処理施設整備による雇用拡大について関係機関と検討を進めます。第四に、「生き生きと活力あふれるまちづくり」であります。

安全、安心の町づくりのために、防災計画の見直しをはじめ、公共施設の耐震化や一般住宅の耐震改修助成事業を実施するとともに、中の川をはじめとする河川改修、砂防事業、高波対策などについて、関係機関に積極的に要請活動を行い、整備促進を図ります。あわせて、消防水利確保のため、防火水槽や消火栓の整備を計画的に進めて参ります。

町道の整備にあたっては町道整備計画に基づき、年次計画により整備を進めるとともに、橋梁の長寿命化対策を進めます。また、町民が不安なく冬の暮らしを実現できるようにするため、総合的な雪への対策にも積極的に取り組んで参ります。

さらに、ごみの減量化や資源化を一層推進するとともに、環境に対する負荷軽減の見地から、発電所が立地し送電線網が整備された本町の優位性を活かし、メガソーラー発電や潮流発電の候補地として積極的にPRをして参ります。

健康で心豊かに暮らすことは、町民の皆様が求める最大の願いであります。予防接種による感染症対策、各種健（検）診や健康教室の実施による生活習慣病予防対策を支援するとともに、保健事業とスポーツ振興事業の連携を強化し、町民の健康づくりが図られるよう努めて参ります。

また、町民の皆様や関係機関の協力により、長年に亘って継続しておりました交通事故死ゼロの記録が、昨年12月19日に上雷地区で発生した車両衝突事故によって途絶え、2名の尊い生命が奪われる悲惨な事故となったことは、改めて交通事故の怖さを身にしみて思い知らされました。死亡交通事故の撲滅への思いを強くしたところであり、関係機関・団体の皆様はもとより町民皆様を上げて交通安全運動に参加協力をしていただきますよう改めてお願いを申し上げます。同様に地域防犯活動をはじめ悪質商法などの消費者保護の運動にも積極的に取り組んで参ります。

(1) 安全、安心の生活基盤の整備については、

① 知内町防災計画を見直します。

② 湯ノ里地区において長年の課題であった良質な水利の安定的な確保のため、湯ノ里浄水場の改修を実施します。

③ 耐震診断と住宅の耐震改修に対する助成制度を継続します。

④ 防火水槽や消火栓など消防水利の計画的整備を継続します。

⑤ 町民センターの耐震工事を実施するとともに、計画的に公共施設の耐震化を進めます。

⑥ 墓地公園の拡張整備を実施します。

⑦ 町道整備と橋梁の長寿命化対策を計画的に実施するとともに、生活道路整備の検討をします。

⑧ 公営住宅の長寿命化計画を策定します。

⑨ 福祉除雪サービスや屋根の雪下し助成事業の継続と総合的な雪対策事業を積極的に進めます。

- ⑩ 各町内会館等災害避難所に災害備蓄用品を計画的に配置します。
  - ⑪ 下水道と浄化槽の普及促進を図ります。
  - ⑫ 中の川河川改修、森越川河口整備や砂防、高波対策事業の促進を引き続き要望します。
  - ⑬ 悪質商法等の被害の未然防止に向け、各種の啓発活動を実施します。
- (2) 心豊かに暮らす環境づくりについては、
- ① 国民健康保険会計の運営安定化のため、特定健診の受診勧奨や医療費の適正化対策を進めます。
  - ② 第五期介護保険事業計画に基づき、中期的視点に立った介護保険事業の充実を図ります。
  - ③ 住民健（検）診や各種予防接種の助成を継続するとともに、脳検診や高齢者肺炎球菌ワクチン助成事業の受診・接種勧奨を進めます。
  - ④ 介護予防事業「いきいきサロン」の開催支援や地域ボランティアの養成支援を継続します。
  - ⑤ 障がい者が安心して生活できる町づくりを目指します。
  - ⑥ 高齢者が生きがいを持って社会参加できる仕組みづくりを進めます。
  - ⑦ 認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)整備について検討を進めます。
  - ⑧ 成人期の健康づくり活動と高齢期の介護予防事業の連続した、生涯に亘る健康維持の事業実施について検討をします。
- (3) 住民参加の町づくりの推進については、
- ① 住民参加の町政実現のため「まちづくり懇談会」や「ふれあい懇話会」を引き続き開催します。
  - ② 交通安全運動や地域安全運動を住民総ぐるみ運動として展開します。
- 第五に、「交流事業の推進によるまちづくり」であります。
- 町はこれまでも来訪者を温かく迎え、ふれあう交流の町づくりを推進してきましたが、今後も継続して各種スポーツ大会の誘致や地域間交流の機会拡充に努めるとともに、まちづくり交流拠点施設整備構想について、これまでの経過をふまえ、今年度は産業団体との課題整理をはじめ幅広く意見交換をしながら、方向性を見出して行きたく考えているところであります。
- また、交流やスポーツ合宿を積極的に誘致していくための環境を整えるため、町民プールの整備や高校陸上競技場に照明等の設置をするとともに、克雪型多目的体育館の整備に向けての具体的な検討を進めて参ります。
- さらに、既存の町有施設及び町内民宿を含めた宿泊施設の有効活用と、地域資源を活用した「体験観光」の拠点づくりについても引き続き検討を進めて参ります。
- (1) スポーツ交流や合宿の里づくりについては、
- ① 地域特性を活かした合宿の誘致を進めます。
  - ② 近隣町との連携によるスポーツ合宿の里づくりを引き続き進めます。
  - ③ 第三十回全日本少年軟式野球北海道大会への支援を行います。
  - ④ 町民プールの改築をするとともに、克雪型多目的体育館の整備に向けて具体的な検討をします。
  - ⑤ 合宿を受入れる民間宿泊事業者に対する助成制度の創設を検討します。

- (2) 都市や地域との交流事業の推進については、
- ① 友好町である今別町との各団体の交流事業を引き続き支援します。
  - ② 東京都北区など都市住民との相互交流の方向性と取り組みの体制づくりを進めます。
- (3) 体験交流の推進と環境整備については、
- ① 山村交流事業・体験交流事業の実施に向けた施設・体制の整備について検討します。
  - ② まちづくり交流拠点施設整備について産業団体や町民との意見交換会を実施します。

第六に、「地域特性を活かしたまちづくり」であります。

北海道新幹線の開業が二年後に迫り、開業後の来訪者の受入れ態勢の整備を検討するとともに、本町の資源素材を最大限活かして近隣他市町との連携強化を図らなければなりません。

新幹線開業時に、青函トンネル内で新幹線と貨物列車の共用走行に際して、当面は新幹線の減速運行方針が示されており、抜本的な解決策は、国において現在検討されているところであります。その一方策として「トレイン・オン・トレイン（新幹線貨物専用列車）」の導入が検討されているところでありますが、多くの課題もあることから、国土交通省が進める検討会等の状況を見極めながら、構想の推進に向けて関係諸団体との連携を強化し、広域的な運動展開を目指して参ります。

また、北海道縦貫自動車道が大沼公園 I C まで供用開始され、高規格道路函館江差自動車道が茂辺地 I C まで開通し、北海道新幹線の開業が迫っているこの時期に、西南渡島の圏域発展のため、現在計画路線となっている地域高規格道路「松前半島道路（木古内～松前間）」の整備路線への格上げと早期着工を目指して、関係団体による要請活動をして参ります。

さらに、本町で最も高齢化が進展している小谷石地区の地域振興や防災対策などについて課題解決のための施策を講ずるとともに、地域での活動を支援して参ります。

さらに、知内川の復元のため、重内頭首工の利活用や中洲の解消、サケマスふ化場の取水対策、知内ダムからの濁水対策等について、引き続き関係機関と連携を図り、環境改善を進めて参ります。

- (1) 新幹線貨物専用列車構想の実現に向けた取組みについては、
- ① 構想の推進に向けて、カートレイン等基地整備促進期成会や渡島総合開発期成会と連携を図り、関係機関に対して積極的に要請活動を行います。
- (2) 地域高規格道路「松前半島道路」整備に向けた取組みについては
- ① 地域高規格道路「松前半島道路」の整備に向け関係機関・団体との連携のもと積極的に要請・要望活動を実施します。
- (3) 小谷石地域の総合振興対策については、
- ① 小谷石地域の振興、産業振興のため、町内会をはじめ関係団体と検討を更に進めます。
  - ② 小谷石地域の振興に向け、あらゆる制度を活用して事業の推進と自主活動への支援に取り組みます。
- (4) 知内川の復元対策については、

- ① 天然アユが棲める知内川の復元に努め、小型魚類が遡上できるように重内頭首工に魚道を整備するとともに、周辺環境を整備します。
- ② 知内川の総合的な環境改善に向け関係機関に対する要望活動を実施するとともに、サケマスふ化場の取水対策のため、渡島さけます増協等関係機関との協議を進めます。

第七に、「行財政改革の推進」であります。

町の行財政運営については、当町の懸案事項となっていた実質公債費比率は「公債費負担適正化計画」に定めた目標を予定どおり達成することができましたが、引き続き創意工夫により行政コストの削減に配意するとともに、効率的な財政運営に資するため財務会計システムの導入に向けた準備を進めて参ります。また、町の貴重な財源である町税の収納について、公平公正の見地から、滞納税の縮減のため引き続ききめ細かな納税相談を実施するとともに、必要な徴収手続きを進めて参ります。また、社会経済情勢の変化に対応し効率的な町政の実現を進めるため、新たな行財政改革大綱を策定して参ります。

(4) 行財政改革の推進については、

- ① 行財政改革大綱を策定します。
- ② 行政評価の導入をします。
- ③ 財務会計システムの導入に向けた検討を進め、早期の導入を目指します。

以上、町政執行にあたっての考えを申し述べさせていただきましたが、本町にはこれまで多くの先人が築き上げてきたすばらしい歴史があり、私に課せられた使命は、本町の歴史を持続・発展させ、町民の皆様が幸せを実感できる町にすることです。そのために職員が一丸となって歩んで行く覚悟であります。

町議会議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。平成25年度の町政執行方針とさせていただきます。

よろしくお願い致します。

#### ◎ 議長（伊藤政博）

これで、行政執行方針は終わりました。

### ● 平成25年度知内町教育行政執行方針について（教育長）

#### ◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第17、『平成25年度知内町教育行政執行方針について』を議題とします。

教育長から説明を求めます。

#### ◎ 教育長（田中健一）

平成25年度、知内町議会第1回定例会の開会にあたり、知内町教育委員会所管行政の執行に関する方針を申し上げます。

平成24年度は、「いじめ」問題や「体罰事件」が社会問題化されるとともに学校教職員の服務調査など「人権擁護」「学校教育への信頼確保」が大きな課題となった一年でありました。

一方、若い世代においては、将来「人の役に立つ大人になりたい」と考えてい

る割合が増加しているとの報告もあり、将来の日本にとって大きな希望に繋がっていると心強くしております。これらの事実は、私たち大人が、子どもの心に、他の人との理想的な接し方を印象付ける、重要な位置づけとなっていることであり、大人の役割の重要性が示されていると考えます。子どもを見下ろしたりがっかりさせたり、否定的な影響を与える接し方をすれば、子どもは社会からこんなふうに使われるという悪いメッセージを持ち、自らの生き方に大きな影響をもたらすことを心に留め置かなくてはなりません。

こうしたことから、学校教育においては、個々の個性・能力を伸ばし人生を豊かにするとともに、社会全体の今後一層の発展を実現する基盤を育てることが求められています。そのためにも、子どもたちのために、そして、北海道や知内町の将来のために、信念を持って教育活動が営まれることこそ大切と考えています。

一方、社会教育・スポーツ振興に関しては、「交流のまちづくり」のスローガンの下、幼児から高齢者までの「生きがいくくり」「豊かな情操づくり」など、文化やスポーツに親しむことによる「しあわせづくりの土台」を一層整えていくことが求められております。

平成25年度は、これまでの教育成果を充実する基底として、人間的な感情を揺り動かす「温もり」を不可欠な要素として位置づけ、知内町教育を創造してまいります。

#### 一 基本的な考え方

知内町教育委員会は、平成23年度に5カ年に渡る「知内町学校教育中期推進計画」「第六次知内町社会教育中期教育推進計画」を策定し実践を進めてまいりました。この『学校教育・社会教育中期教育推進計画』では、知内町教育目標の達成のための施策に重点を置いた計画となっております。知内町教育委員会としては、各教育機関、関係機関等との連携をさらに強固にし、地域の教育力を高め、各学校の実践力を支えるための活動に取り組んでいく所存であります。

とりわけ、学校間の連携を図りながら、知内町一貫教育の展開のため、昨年の成果を生かす諸施策を整えてまいります。前例踏襲ではなく、新たな視点を持ちながら学校課題を教職員と共有し、改善の手立てを共に考え、互いが連携し合う歩みを着実に続けていくことが肝要であると考えています。

平成25年度の教育行政執行にあたり、以上の視点を基底とし、これまで培ってきた「一貫した人づくり」の教育理念の実現に向け、「温もり」のある教育活動を取組んでまいります。

#### 二 教育委員会制度の充実

知内町教育委員会は、「知内町学校教育・社会教育中期教育推進計画」を策定し、年度毎の評価を加え、改善・充実を図っております。

今年度は、特に、教育施策策定に当たって、教育委員自らが調査・研究していくこと、各学校長との情報交換を緊密に取り、実効性のある教育行政を整えることを継続してまいります。更には、地域と一体となった学校教育実現に向け、学校運営協議会制度導入のための教育委員会諸規則を整え、地域の支援を生かした学校運営のあり方を見出していきたいと考えております。

#### 三 学校教育の充実

##### (1) 知内町学校教育中期推進計画の推進

平成23年度より、5カ年計画で四つの目標と八つの重点施策・重点事業を進

めております。

## 目標1 子どもの自信力を高める

目標達成に向けた施策として、「学力を育てる取組み」「体力・運動能力を育てる取組み」「豊かな人間性を育てる取組み」「信頼される知内高等学校教育の確立」の四つの重点施策を進めてまいりました。

### ① 子どもの学力を育てる取組み

知内町学校教育のこれまでの成果を継承し、学校改善プランの点検評価により、教師一人一人が教育理念と課題意識をしっかりと持ち、創意を生かした授業展開を進めていけるよう学校を支援してまいります。今年度は、情報機器、視聴覚機器の充実を図り、効果的な学習活動が進めていける環境を整えてまいります。また、特別支援教育に関しては、「インクルーシブ教育システム」充実に向け、「就学相談」「多様な学びの場の整備」「教職員の専門性向上」を実現してまいります。更に、正確な言葉遣いや語彙を身に付けたり、想像力や論理的に考える力を養うため、読書の習慣化を充実させてまいります。

### ② 子どもの体力・運動能力を育てる取組み

知内町の子どもたちは、柔軟性に課題があり、幼児期から体全体を使った運動や遊びの充実をいかに保障するかが課題となっています。今年度は、知内町体育科教材開発委員会を中心に課題の解決に取り組む、子どもの生活習慣の改善に向けた取組みを見出していきます。更に、北海道教育大学函館校モダンダンスサークル・北海道教育大学岩見沢校陸上部・渡島体育研究会の協力を得て、体育実技研修会の開催や子どもの興味を高め魅力ある体育授業が展開できるよう学校を支援してまいります。

### ③ 豊かな人間性を育てる取組み

子どもの問題行動等は依然として教育上の大きな課題となっております。そのため、学校における教育相談体制や、家庭・地域社会との連携を通じた生徒指導の充実に努めてまいります。また、いじめや不登校・ネット書き込みなどの問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に努めるとともに、有害情報から子どもたちを守るための取組みを整えます。特に今年度は、中学校・高等学校で生徒個々の特性や心情の把握、学級集団の実態等を正確に捉えることが可能な調査活動を導入いたします。また、学校と地域とで情報を共有するため民生委員・児童委員との合同懇談会を開催することを計画しております。

### ④ 信頼される知内高等学校教育の確立

コース制の導入、サテライト授業システムの活用、進路意識を高める教育講話会の開催、教育大学陸上部との指導連携など教育環境充実のご支援をいただき、充実した教育環境が整ってきております。

今年度は、コース制実施による学力の向上と進路実績の向上、学校・家庭・地域社会への情報発信に努め、開かれた学校づくりの推進、学校関係者評価を充実させ、信頼される学校づくりを進めてまいります。更に、長期的な見通しをもった入学者の確保、二間口維持に向け、評議員会の活性化とともに学校運営協議会の設置に向け、学校・関係機関等との連携・協議に取り組んでまいります。

また、高等学校で特別な配慮を要する生徒への適切な教育環境の確保・進路実現など高等学校における特別支援教育を継続的に支援してまいります。

## 目標2 緊密な連携と確かな接続の確立

知内町教育は「一貫教育」推進という他には類を見ない崇高な理念の下で教育活動が取組まれてまいりました。そのため、「連携」「接続」を実践の指標とし、学校・関係機関が協力した教育活動を生み出してまいりました。

今年度は、各学校での取組みを基に、これまでの学校間接続を整理し、子どもの学びに視点を置いた教育課程の編成に結び付けたいと考えております。

また、校長会等の指導の下、知内町教育研究所等での授業公開などを頻繁に進めながら、互いの学校文化を理解し合う機会を拡充していきます。

### 目標 3 学校・教職員の力を高める取組み

学校教育における子どもの成長発達には、教職員の資質・力量に拠るものが大きいと考えています。知内町の教職員は平均年齢も若く、教職経験十年未満も多いことから、教育委員会としても計画的・継続的に研修活動を進めていくことが求められています。

#### ① 信頼される教職員の育成

知内町立学校教職員は、自ら進んで研鑽に励み、学校の総合力を生かした公開研究会の開催など、率先して実施しております。今年度は、渡島教育研究協議会主催の公開授業、渡島複式教育研究会による管内研究大会の開催、北海道幼稚園教育研究大会開催事務局と全ての学校が責任ある運営に携わる機会が与えられております。このチャンスは、教職員が自らの授業力の向上や広い視野による学校運営を学ぶ機会となり、教育委員会として全面的に協力・支援してまいります。更に、教職員のサービスの適正化のため、随時研修できるような機会を整え、公務員としての自覚を育ててまいります。

#### ② 学校を支援するシステムの整備

学校の教育環境の改善、教育の質の向上のためには、信頼関係を深めるとともに、成果、検証を踏まえて学校運営を改善していくことが求められております。そのため、今年度は、教職員が子どもと向き合う時間を確保するための時間外勤務時間の縮減、学校現場の事務負担の軽減等、学校運営の改善を支援する取組みに重点を置き、改善策を見出してまいります。

### 目標 4 家庭・地域と連携した教育の推進

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、善悪の判断など、自立心や自制心、社会的マナー等を身に付ける重要な役割を果たしています。今年度は、読書習慣を身に付けていくための家庭啓発資料の作製、「いじめ」防止に関し、ネットトラブル防止のための研修機会の提供、防災・危険回避に係わる取組み、「食育」に係わる学習機会など、家庭と学校が互いに情報を共有し、共に子どもを育てていくことができるような環境を整えてまいります。

更に、教育の今日的課題としてあげられている、次の課題について各関係機関の協力の下、取り進めてまいります。

#### ア、情報化社会に参画する態度の育成

子どもの携帯電話の利用実態や保護者のフィルタリング設定に関する意識等を把握し、学校における情報モラルや携帯電話、インターネットの危険性等について指導の徹底を図ってまいります。

#### イ、キャリア教育の充実

生徒に望ましい勤労観や職業観を育成するため、中学校・高等学校におけ

る職場体験活動等の充実をめざします。また、経済状況の影響による求人数の低迷など、厳しい就職状況に対応するため、進路に関する講話などを充実し、生徒が自己啓発できる機会を継続して進めてまいります。

#### ウ、環境教育の充実

環境への負荷の少ない持続可能な社会を、率先して築いていくことが求められていることから、環境問題について総合的に考え、問題解決のために積極的に行動する態度が身につくよう、発達段階を踏まえた環境教育の取組みを推進してまいります。

#### エ、安全・安心な学校給食の充実

児童生徒の食に関する知識と望ましい食習慣の形成を図るため、栄養教諭を中心とした食育の推進に努めます。併せて、「学校給食衛生管理基準」の趣旨を徹底し、安全で安心な学校給食を提供します。また、地場産物の活用について、使用割合を高めるため、関係機関の協力を深めます。

#### オ、防災教育の充実

防災教育は、災害から命を守るだけではなく、人々と協働し、新たな社会秩序づくりなど、社会性の育成と地域づくりの視点を重視した教育活動とします。

今年度は、特に次の取組みを進めます。

- ①「学校防災対策基本マニュアル」の実践化と課題の整理を進め、学校の防災体制を整えます。
- ②「危険回避・被害防止」のための重点取組みにおいて、避難訓練の評価、改善、学校間連携による避難訓練の実施、通学路の安全確保、防犯教育の充実に関し、関係機関の協力の下で取り進めてまいります。

### 四 社会教育の充実

社会教育の充実は、心豊かで逞しい子どもたちを育むために、家庭や地域社会の教育力を向上させ、社会全体で子どもを育て、自らも社会に役立つ充実感を得るための非常に重要な役割を担っております。

そのため、町民の皆さんがそれぞれの機会に学ぶことができ、社会や地域の発展に役立ち、生きがいを見出すための事業構成や推進が工夫されなくてはなりません。

今年度は、次の五点に重点を置いた取組みを進めてまいります。

#### (1) 生涯学習活動における学習情報提供と相談機能の充実

町民の多様な学習ニーズに対応するため、関係機関、民間団体等が相互に連携・協力し、学習内容の充実を図るとともに、知内町の豊富な学習資源の有効活用や、学習情報の提供・相談機能の充実を図り、町民の自主的な生涯学習活動の支援に努めます。

#### (2) 生涯各期における学習活動の促進

家庭や地域社会を取り巻く様々な課題に対処するため、学校、関係団体等が相互に連携・協力しながら歩んでいく教育活動に努めます。特に、読書環境づくりについては、継続した取組みを進めてまいります。具体的には、読書活動アドバイザーによる公民館図書室の活用促進、家庭読書の薦めなどの取組みを進めてまいります。また、知内みらい大学の運営では、学生間の交流を図りながら、学習ニーズや地域づくり等に対応するなど、参加者の要請にこたえる学習機会を提供

する運営に努めます。

### (3) 社会教育推進のための基盤整備

多様化・高度化する学習ニーズや地域課題など、様々な要請に対応するため、指導者の養成や研修機会の充実を図るとともに、社会教育関係諸機関との連携を進めていきます。具体的には、道立図書館や近隣町図書館とのネットワークによる協力貸出、学校の読書活動を高めるためのブックフェスティバルの開催など読書環境を整えていく事業を今年度も取組んでいきます。更に、社会教育主事等研修会への参加を通して、地域住民が必要とする情報を広く収集し、住民の視点に立った社会教育推進のための人材育成に努めます。

### (4) 自主的・創造的な文化活動の推進

町民の自主的な文化活動を促進する発表の場や情報の提供、芸術鑑賞等の文化にふれる機会の充実を図ります。具体的には、文化活動指導者の養成を図るため、管内文化団体と連携した事業の推進、次代を担う青少年を育成するための学習会等の開催など各種団体を支援していく活動を継続してまいります。

### (5) 地域の教育力向上に向けた取組み

地域全体で子どもたちを見守り育てていこうとする意識を高め、地域の大人たちの協力を得て、子どもたちが異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等の体験活動に、主体的に取り組むことができる取組みを進めます。具体的には、各学校への支援活動や子どもを見守り・育てる活動への支援、放課後子ども教室の実施による、安全安心な子どもの活動拠点の整備、子ども会リーダー養成事業への積極的な参加など地域の教育力の向上を図り、大人と子どもとの結びつきを強める取組みを進めます。

## 五 生涯スポーツの振興

知内町体育施設の充実と町民各位のご支援により、スポーツ合宿誘致や高校野球交流大会の開催等、数多くの方々を知内町に足を運んでいただいております。

同時に、町民を対象としたスポーツ大会では、参加チーム・参加者が拡大しており、町民誰もがそれぞれの体力・年齢に応じて、気軽にスポーツに親しむことができる環境が整っております。

今年度は、次の五点に重点を置き取組んでまいります。

- (1) 各種スポーツ大会の開催誘致・スポーツ合宿による町の活性化に努めます。
- (2) 総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援のため、専門的な知識を有する人材やスポーツ指導者による研修会を開催します。
- (3) スポーツ少年団指導者研修会やスポーツ少年団大会などを開催し、競技人口の底辺拡大を図りながら競技力の向上を目指します。
- (4) 町内スポーツ施設の維持管理に適切に取り組む、安全で快適な場の提供に努めます。特に今年度は、念願であった第一町民プールを改築する計画を取り進めてまいります。
- (5) スポーツ活動の充実を図るため、管内スポーツ推進委員研修会等でニュースポーツ等の普及奨励を進めます。

## 六 文化財の保存・活用と地域文化の振興

文化芸術は、過去から未来へと受け継ぎ、人々に喜びや感動を与えると同時に、心豊かな生活づくりをはじめ私たちの全ての営みの基盤として重要であります。

知内町郷土資料館は、文化活動や学習活動の地域における拠点として、教育、

文化の発展に寄与しています。また、人々の学習意欲の多様化・高度化に対応するとともに、個性と魅力ある知内町文化の構築や地域コミュニティーづくりなど、知内町文化の進展における中核的役割を担っております。そのため、町民の貴重な財産である文化財を保存し、次世代に引き継ぐだけでなく、学校、団体等と連携し、幅広い参画を得ながら多様な学習機会を提供してまいります。特に「知内学」や「ふるさと」講座など町内外に幅広い受講生を生み出し、知内町文化の象徴的な存在となっており、地域の活性化に貢献する事業として、継続してまいります。さらに、今年度は、「知内町史」編纂について、完成目途を立て、幅広い年齢層に活用されるよう編集していただきます。

また、知内町文化交流センターでは、各種団体等による独自活動並びに展示活動を継続し、人々の交流を生み出しながら文化創造に一層積極的な役割を果たすことができるよう努めてまいります。同時に、将来の活用について幅広く検討し、知内町の財産として町民の要請に応えていけるよう検討を進めてまいります。

七 むすびにあたって

平成25年度は、「知内町学校教育中期計画」、「第六次知内町社会教育中期計画」実施、三年目となります。

「連携」をキーワードに、学校間の接続、家庭と学校との連携、地域における人と人との結びつき等を大事にした「温もりある」教育活動を実現いたします。

平成25年度知内町教育行政執行にあたり、町民の皆様並びに議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

よろしくどうぞお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

これで、教育行政執行方針は終わりました。

---

## ● 追跡質問

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第18、『追跡質問』を行います。

順に発言を許します。質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

特に質問がないようですから、追跡質問を終わります。

ここで、暫時休憩致します。開会は、2時45分と致します。

（ 休憩 午後 2時30分 ）

（ 再開 午後 2時46分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し会議を再開致します。

今、先ほど資料請求のありました、過疎債についての資料をお手元に配付されておりますお目通しいただきたいと思っております。

---

## ● 一般質問

◎ 議 長（伊藤政博）

それでは、次に日程第19、『一般質問』を行います。

発言を許します。

1番、西山和夫君。

◎ 1 番（西山和夫）

1番、西山和夫です。『災害に対する出動対応マニュアルの整備について』

去る、平成24年12月19日早朝、知内町上雷地区の国道228号線に於いて、トラックとワンボックス車の正面衝突事故が発生し、2名の死者と11名の重軽傷者を出す大惨事となったところであり、渡島西部広域事務組合の参与でもある町長へ事故報告の説明及び対応顛末等がなされたことと思うが、救急対応における問題点・課題等を検証し、今後、“災害に対する出動対応マニュアル”的な行動指針を整備する予定となっているか、また、整備予定があれば、その概要についてお伺い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今回の質問は、事故発生時における救急対応ということでありますから、基本的には渡島西部広域事務組合の消防本部の所管事項であると考えますが、議会で答えられます範囲内で答弁させていただきますので、まず、その点、ご理解をいただければと思っております。まず、答弁をさせていただく前に、この度の事故で亡くなりました2名の方のご冥福、そして、怪我をされた11名の方に心からお見舞いを申し上げますと思っているところであります。それで、事故の状況でありますけれども、今、議員から指摘ありました、12月29日午前4時頃でありまして、消防署への救急要請は4時05分、救急隊の最初の現場到着時間が4時15分ということでありまして、そして、その時点で、13名の死傷者の搬送がされたところでありまして、消防本部内の各署からの応援を含めて7台の救急車両で、都合9回の搬送を実施したという報告を受けたところであります。それで、救急搬送車両の台数、それから、近隣への受入れ医療機関の体制などから最終の搬送が午前6時04分ということで、事故発生から2時間余りになってしまったということで、結果的には消防車を長時間にわたり現場に置かざるを得ない状況になったということに今、結果的にはなっているところであります。そんなことから、今回、知内消防署としての対応でありますけれども、今までに経験のない大惨事となったことから、今後、これらの事故も想定しながら、万全の対応をするための体制整備をしなければならない、そんな考え方から、多数傷病者災害発生事案への対応ということで、初動体制をはじめとした応援体制要請基準などについて見直しをしたと聞いております。そして、その見直しの内容については、既に消防署の方から書類をいただいております、私も確認をさせていただいているところであります。ただ、今回のような大災害の場合については、1署だけの対応というのは不可能であります。そんなことから、当然、消防本部としての対応ということが求められるという考え方をさせていただいておりますけれども、本部としましても、署長会議を招集して多数傷病者発生事案の対応ということで、今後の体制整備について検討をしたということでありまして、受入医療機関への協力要請についても意見交換がされたということでありまして、先ほども申し上げましたけれども、このような大きな事故でありますと、消防単位での対応が困難でありますので、広域的な救急搬送体制を構築して、より迅速な対応が求められることから、消防本部としても体制

整備、これは急がなければならないというふうな意識を持っているところでありまして、受入機関、医療機関に対する要請等もですね、行わなければならないという判断に立っているところでもあります。そんなことから、私も広域の参与としてというご指摘でありますけれども、当然、私は私なりに参与でもその辺をご指摘させていただいておりますし、先般、2月の25日開催の渡島西部広域事務組合第1回定例会においても、広域議員であります伊藤議長の方から、今回のような消防車が多数出た場合の事故対応について、本部の考え方を質しているところでもあります。ただ、いずれにしましても、今回のような事故というのは、本当に今まで経験がありませんので、どんな形でこれから対応すべきか、これからこれは早急に方向性を見いださなければならないというふうに思っておりますので、私も引き続き、本部との協議を進めさせていただければと思っております。それで、1点だけちょっと申し上げますと、北海道広域消防総合応援協定運用マニュアルということでの基準がもう示されているということで、私の手元に今あります。この中で、当然、それは1署では対応できない部分については、応援体制をとということで、いろいろと定められておりました。今、知内、渡島西部事務組合というのは、道西地域に入っております、函館・森町・八雲、それから、長万部、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、そして、渡島東部消防事務組合、それから、桧山広域事務組合ということで、その地域が限定されておまして、協定ということが、今、示されておりますので、それを1つのたたき台として、基準として、今後、早急にマニュアルが作られるよう、私も全力で取り組みをさせていただければと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

今、町長から対応の顛末、できる限りの中で提供いただきました。実は、事案の対応ということで、もっと具体的な対応策、もうある程度、会議等で取りまとめられたと聞いていたものですから、具体的な対応マニュアルが提示されるのかなという思いで、今、一般質問をしたんですけれども、ただ、今回の事故を振り返って見れば、ワンボックスとダブルキャブの衝突ということで、車に挟まれた人が2名、また、ワンボックスでも運転席が1名ということで、最終的に最後は6時4分に搬送された、それがどちらの車か分かりませんが、最終的にそこから負傷者を救助したのが、その時間になってしまったということで、最後、2名運ばれたんですけれども、軽症者がその中に1名ということで、多分、想像ですけれども、その挟まれた人を心配して、軽傷だから、付き添って最後まで対応したのか、その辺は自分にもちょっと分かりませんが、最後、松前の救急車で函館まで搬送されたということであります。ただ、残念ながら、こういう多重事故等の対応マニュアルがなかったということで、先ほど言うように、今、整備したという感じで聞かされておりますので、より具体的な提案がなされるだろうと思っていたんですね。そういう意味では、非常に残念なんですけれども、まず、こういう事故が発生して、最終的に第一報というのは、トリアージ、優先順位を付ける、消防の誰かが付けるんでしょうけれども、トリアージということで優先順位を付けて、重・中・軽、それぞれの症状で、要するに優先順位を付けて、重傷者から運ぶという手当になっているそうでもありますけれども、その搬送の中身を見れば、それほど大きな問題点はなかったのかなと自分なりにも感じています。

ただ、最終的に広報車、知内の広報車と指令車、それぞれ患者さんを乗せて走っています。なぜ、指令車で3名、これは結果的には函館まで搬送しています。広報車で1名木古内まで。なぜ、こういう活動ができるのに、救急車両では1名、もしくは、2名という感じで言いましたけれども、それであれば、トータル的な重傷者は8名なんですね。あと、中1に軽2かな、それがトリアージ判断をして、重軽傷付けるわけですから、とりあえず、なぜ、重軽傷から救急車2名だとか、もしくは、軽症者も合わせて、3名だとか対応できなかったのかという、非常に危惧があるんですよ。結果的に町長というか、参与的には、報告だけだと思うので、中身的なものは言ってもどうしようもないんだろうと思いますけれども、ただ、自分的には、マニュアルが整備されて、そのトリアージを消防吏員の誰かがするのではなくて、あくまでも、知内にもお医者さんいます、木古内の町立国保病院にもおります。そういう方々に緊急連絡の中で、現場まで出向していただいて、そこで医者判断で、重傷患者から速やかに次々と運ぶ、まして、重傷者でもやっぱり内臓的なもの、外部的なものありますので、それらを救急車でやっぱり2名乗せられるのであれば2名、3名乗せられるのであれば3名、とりあえず、現場から速やかに要するに温かい救助体制が組める場所まで移動させるということが第一目的だったのではないのかなと思っております。そういう意味では、非常に残念な結果になりましたけれども、ただ、松前、最後6時4分というのは、松前です。1時間くらいかかるのかな。だから、現場的には着いてすぐ運んだという格好なんだろうと思いますし、それぞれ木古内、1号・2号あります。それも対応していただきました。そして、福島、これは残念ながら松前に搬送したんですけども死亡してしまいました。そして、知内は救急車対応ということで3回走っています。木古内と函病それぞれ走っています。そして、先ほど言う広報車・指令車も合わせて、それぞれ13名をそれぞれの場所に収容したという形になっています。町長、そこでお尋ねするんですけれども、木古内町は、北斗と連携を結んでいるそうです。それで、木古内でそういう多重事故含め病院患者が地元の救急車で間に合わない場合は、北斗と連携をして、北斗の救急車も応援していただける体制になっているそうです。本来であれば、広域じゃないですか。そういう体制を木古内がしているのであれば、木古内の救急車がわざわざ、現場から木古内、木古内から函館の病院に運んだ事例が2件ありますので、それぞれ木古内が函館まで行って、また帰って来て、また、木古内の方が対応した。そういう連携があれば、北斗が来てもらって、木古内は、函館まで行く必要がないんですよ。現場までまた戻れるんですね。なぜ、それぞれの所轄の中で、消防署の中で、そういう対応しかできないのか、やっぱり連合なんですから、連合の判断で、そういうもし事例があるのであれば、連合でそういう北斗なり、いろいろな函館市なりと連携をして、そういう救急の場合は、手を差し伸べてもらう。そういう体制がもっとも必要な、それこそ事務組合の必要な部分だろうと思うんですね。なぜ、それをしなかったのか分かりませんが、町長の考えとしては。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今、西山議員からのご指摘のとおりだと私も思っています。それで、私は、当日、4時過ぎですから、救急車が何回も通るものですから、これは何かあったと思います。そして、消防に電話をして、そしたら、上雷で大きな事故があると。それですぐ現場に走ったんです。そしたら、今、最後に運ばれた2名が、要するに1名はトラッ

クの下に挟まれていましたし、1名はワンボックスカーの中に要するに顔から血を流していたんです。それを見て、この人方を運ぶのにどのくらい掛かるといったら、今、もう救急車が走っていて、もう運べる状態じゃないから、1時間以上も掛かるということだったんです。それで、すぐ、私は副町長に電話をして、うちの要するにワゴン車を持ってこいと、私も同じ考え方なんです。現場に投げられた、要するにそういう負傷した人方、それに付添いの人方というのは、いち早くやっぱり病院に運ぶことが、やっぱり求められているという考え方なものですから、私はそうしたんです。ところが、やっぱりうちの署の指令の指揮を出している職員から言われたんです。それはですね、きちんと届出もないので、一般の車両で病院に運ぶということは、それは禁じられているということなんだそうです。私もそれ初めて分かったんですけれども、そんなことでありますので、今、議員が指摘したとおり、私も同じ考え方を持っています。それで、いろいろと今、消防署の方とも協議をさせていただいているんですけれども、ここに函館市と南渡島の消防組合の相互応援協定というのがあるんです。そうすると、うちが今、その辺を対応できるのであれば、私はやっぱり南渡島、北斗市の消防との連携というのは、すごく大事にこれからなってくるんだろうと思っているんです。ですから、今、言われるように、木古内に運びました。そこから、また木古内がだめで、函館までと言ったら、そこから来た体制が構築できているのであれば、まだまだ要するに現場に何時間も投げておくという形にきつならないんだろうと思っていますので、その辺も含めた中で、これは本当に今、いろいろと調べさせてもらいましたけれども、マニュアルありますので、それを是非、渡島西部としてもですね、早急にマニュアルを作ってもらえるような形で働きかけをしなければならない、そういう強い気持ちでおりますので、ご理解をさせていただければと思っています。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番。

◎ 1 番（西山和夫）

あまりこういう事案は突っ込みたくないのですが、ほどほどにしますけれども、ただ、先ほど言うように、町長、現場見られたのか分かりませんが、自分もちょっと半信半疑だったものですから、最後運ばれた2名、中傷と軽傷者が心配で見ていたんだらうという言い方をしましたけれども、やっぱり上雷の人からすれば、その人を何とか運びたいということで、町長と同じように、自分の車に積んで走るから、何とか警察でも先導してという話もありましたし、寒い中に、その事故車の中ですから、シートをかけてあげたとか、やっぱりそういう誰しも思う疑問なんですね。現場から何とかそういう応急処置もできる、とりあえず、どこでもという、そういう暖かいところに搬送するというのが、まず、誰しもが思うことなんだろうと思います。そういう意味で、やっぱりもっとこれからというのは、くどいようですけれども、消防の方も含めて、やっぱり広域でやっているわけですから、もっともっと真剣にそういう対応があったらどうするんだと、これから今、新幹線来ます。町長も観光客受け入れたいという方向で進んでいます。当然、大型のバスだって多くなるわけですね。そういうバスの対応はどうするんだとか、いろいろと考え方がある。やっぱり連合を含めた北斗、やっぱり近隣巻き込まなかったら対応できないんだらうと思いますので、是非、その辺の対応はしていただきたい。まして、新聞報道で、北斗なんですけれども、救急要請があったけれども、残念ながら火事で、現場がその前に火事で、消火活動する

ために、それらに行っていたということで、多少、遅れてしまったという事例もあります。北電もそうなんです。北電で何かあった、火災で何かあった。消防団出ます。全員集めるなんてことは、ほとんど不可能だと思うんです。今回も署員、ほぼ全員の活動されたそうですけれども、今、23名ですか、22名ですか、その体制で万が一、北電でそういう密集地で火災があった場合、そういう事故がだぶったら、どう対応するんだという、やっぱり人命第一、どうにかしないとならないわけです。それがやっぱり役目なわけですから、それらを想定した、想定外なんて人命救助には考えられないわけですから、それらも含めた災害の救助要請に応える体制を早急に対応するマニュアルとして位置付けて、やっぱりそれらを元に訓練なり、そういう状況を判断して、それらに消防吏員がすぐ動けるような、とにかくもう頭の中に全て入っているような活動要請をしていただきたいと、改めてお願いをして、町長の所見をお伺いして終わりにします。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

今、議員からご指摘のとおりだと私も同じ考え方をさせていただいております。それで、当日、現場に行って感じたことは、本部の消防長が職員と2人で来ていたんです。ところが、私は基本的に本部の消防長が現場にいれば、消防長がきちんと指令というか、そういう体制がきっとあって然るべきだと思ったんです。ところが、やっぱりうちの救急救命士が1名、そこに残っていて、要するに応援からそれから、患者の要するに優先順位といいますか、その辺を全部決めているものですから、それで、私はそこに現場に着いたときに、1番、感じたのは、この要するに1名は、もう本当にトラックに挟まれて、もう本当に機械で運ばれた状態でしたから、この人が一番、重傷な患者なんだと思ったんです。そして、意識はもうろうとしていましたがあったんです。もう1名は、ワンボックス車の中に入っていたので、何とかこれは私は他の人方は全部、運ばれていましたので、軽傷の人を運んでいっているのかなと思ったんです。ですから、事故死ゼロはこれで免れたと、本当に現場でそう思ったんです。ところが、ワンボックス車から外に投げられた人方がもう重傷で、その人がもう先に運ばれているということを知って、がっかりしたんですけれども、今、言われるように、本部として、署の対応というのは、もう限界がありますから、本部が役割をきちんと担わなければならないだろうと、そう思っています。ですから、きちんとその辺は、本部の体制、前回からも議員からいろいろと本部に対するご指摘をいただいていますので、その辺は、きちんと参与の立場として、きちんと構築できるような形で対応をさせていただければと思っていますので、ご理解いただければと。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

2番目の質問に入らせていただきます。

『知内町の実態に即した津波防災対策について』

北海道防災会議地震専門委員会のワーキンググループによる、「北海道太平洋沿岸に係る津波浸水予測図」が平成24年6月28日に公表されたところであるが、今後、知内町においては、この公表内容に沿った防災対策を実施するのか、あるいは、外部から専門家を招聘し、知内町の実態をより詳細に分析した上で、公表内容に加味した形で対策を講じていくのか、町長

の所見をお伺いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

国の防災対策基本法によって、地域防災計画の策定が今、義務付けられている。これは、議員もご承知のとおりだと思っています。それで、今回の質問でありますけれども、北海道防災会議地震専門委員のワーキングから公表された浸水予測図をそれを基本にするのか、それとも、地域の実態にあって、その対策を練るのかということだと思っていますけれども、基本的には、北海道防災会議が公表した内容に沿った防災計画の見直しをしたいと、それが、まず基本であります。その点、まず、ご理解をいただければと思います。それで、計画策定のプロセスとしてはですね、地域13町内会、全て歩かせていただいて、地域の住民の皆様方とも懇談をさせていただきました。それで、地域の皆様方はやっぱりああいう3.11のような災害があった場合に、本当にどうするかということで真剣に考えていただいて、多くの皆様方に参加をしていただいて、意見交換をさせていただきましたので、可能な限り、そういう地域の皆様方の意見を集約して、整理をした中で防災計画を見直しをしたいというふうに今、考えているところであります。ただ、今、議員が指摘した外部のそういう専門家の要するに講師を招聘してという考え方ありましたけれども、これについてはですね、今の時点では、それは採用しないとか、採用するということは、ちょっと申し上げられません。というのは、いろいろなやっぱり専門家の皆様方の意見があります。そんなことから、是非、町内、今、策定するにあたって、町民全体の講演会という形になるのか、その辺は、ちょっと内部で検討させていただければと思っています。要するに災害対策をやっぱり進める上で、町民の皆様方に理解をしていただくということは、そういうやっぱり研修会等もやる計画を持つべきだなというふうに私自身思っていますので、その辺、もう少し内部で検討させていただいて、今、議員が指摘したような地域にあった地域の特性をきちんと見極めた中の防災計画を作っていければとそういうふうには思っていますので、ご理解をいただければと思っています。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1番。

◎ 1 番 (西山和夫)

残念ながら、先ほどの教育長、町長の行政執行方針の中で、防災計画ということで、いろいろありました。教育委員会は少し突っ込んだ話になっていきますけれども、残念ながら、どちらも津波という言葉は一切ありませんし、新年度予算にもそれらしきものはありません。そうした中で、町自体が時を過ぎたというか、風化してきたというか、各町内会を回ったときの資料あります。時宜という言葉使っていますよね。要するに、意識が希薄化することのないように、時宜を得た防災対策、やっぱりやる時ってあるんですよね。やっぱりそのチャンスを逃したら、なかなかやれないということなので、どうしても今、2年経っていますし、以前、言ったように、大人の対応、まして、この庁舎の対応、避難はじめまだやっていなかったということで、やっぱり大人の対応というのは、何かどこかで風化してしまうというか、我々もそうなんですけれども、どこかにもう津波が来ないだろうという認識になってしまっているところがあるんだろうかなと思っています。そういう意味では、大変そういうことは、だめな教育、教育の方であとで最後に教育長にもお願いをしますけれども、やっぱりそういうのは継続して、ある程度、こういう大津波、今、巨大という感じで警報が変わりましたがけれども、やっぱりそれらを敏感に感じ取る、いつでも、風化することのない、やっぱり継続的な教育がこれから求められるんだろうかなと思っています。そういう意味では、今回も具体的な事案がなかったということ

で、非常に残念なんですけれども、ただ、以前、定例会の中でも、お話しさせていただきましたけれども、自分なりに浜ずっと回って、北海道で出した防災、このシミュレーションあるんですけれども、このマップの危険箇所が青で塗っているんですけれども、やっぱりこれでいけば、中ノ川・森越、そして、はまなすから北電のところ、あと、涌元・小谷石、小谷石はちょっと薄いんですけれどもね、具体的には、分かりませんよ。具体的には、分かりませんが、そういう状況の中で、やっぱり中ノ川・森越、前浜から北電、そして、北電にも聞いてみたんですね。一応、こういう感じの資料が出ているけど、北電の対応は、どうなんだということでやったら、やっぱり栈橋は、地震と合わせて、ちょっと計画の見直しあるそうです。ただ、津波に対する施設に関する事は、具体的には、まだ、今の段階では、計画に入っていないということなんです。それで、町長に申し上げたいのは、我々が知内町が受ける高波、最高波高が津波の波高ですね、4.2mということで、それが沿岸に浅くなることによって波高が増すだろうということで、その中ノ川の説明会のときには、ある人が5mくらいには、遡上高なるんじゃないかという言い方もしましたけれども、それは別として、それだけやっぱり北海道の内容に沿ったものということになれば、それらをクリアしないとだめなんです。本当に4.2m来た場合、そしたら、どうするのか、それによって、いろいろ避難対応も変わってくるし、防災計画、減災計画も変わってくるだろうということなんです。だから、そういう計画を組んだ人たちが、ほとんど北海道大学の教授、プラス気象庁の関係者でありますので、是非、そういう方々が要するに地元に来て、どうなんだと、知内の地形的には、こうこうこうで、最終的には今、南海トラフでやっているようなCG化して、シミュレーション、あそこまでいけば、我々もきっといつでも長く後世に伝えられるんだろうなと思っていますので、それらやるためには、やっぱり具体的なそういう提案をしていただくためにも、プロのそういう専門家のアドバイスをいただきたいということなんです。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今、西山議員からご指摘をいただきました。ただですね、今、北海道が示したマニュアルというのは、確かに地域によって、いろいろとやっぱり差が出てくるということは、私なりに理解をさせていただいています。ただ、500年から1000年ということでのスパンで見直しをしていて、今、4.2m、うちが1.6mから4.2mに要するに変わったということがありますので、私はまず、それを基本にしたいと、先ほども申し上げました。ただ、100パーセントそれで対応できるのかということも、ひとつ、私なりにちょっと引っかけるところがありますので、今、ご指摘をいただいたものについて、再度、早急に結論を見ださせていただければと、そういうふうに思っていますので、ご理解をいただければと思っています。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1番。

◎ 1 番 (西山和夫)

過去の十勝沖と根室沖の地震ということで、4・500年程度の間隔で、連動してきた可能性ということで、今、17世紀初頭から今、21世紀ですから、もう400年経っているんですね、その事案から。500年ということになれば、それをまともに受ければ、あと100年なんです。100年ないんです。もうきったんですね。それで、十勝はじめ今、空白域になっているのが、根室沖の海区だそうです。これがいつ、要するに発生するかというのが、誰も予測の付かないことでもありますけれども、ただ、先ほど言うように、やっぱりいつ来るか分から

ないですね。明日来るかもしれないし、それこそ、100年経っても来ないかもしれないし、200年経っても来ないかもしれない。ただ、本当に群馬県の片田さんが言っている「てんでんこ ばらばら」を含めて、やっぱり防災の知識というのは付けておかなきゃだめだ、先ほど言うように、大人は風化してしまいやすいんですよ。そこで、ちょっと教育長にも聞きたいというのは、やっぱり防災計画は、やっぱり子どもなんですね。子どもがいつも防災計画、津波の話、そういう火災の話、地震の話、いろいろと学校教育をすることによって、帰ってきたら保護者と、父兄と話できるわけですよ。なんだ、大人は、何も来ないっていう話になるかもしれないけれども、ただ、そういうのをことある毎に会話していることによって、我々もずっと永遠とそういう認識をするということなんです。だから、防災計画の中にそうした教育もしていただきたい。そのDVDも防災教育シリーズですか、命を守る避難の三原則という感じで出ているそうですので、是非、教育長だけでもいいですから、まず、それらのDVD見て、どういう教育がこれから、ここの場に相応しいのかを考えながら、やっぱり後生に継続して残るような教育をしていただきたいなと思っております。先ほど、北海道の内容に沿ったものということでは、北海道は、今後ですね、4つの地域に分かれて、人的被害を想定して、その減災計画、要するに、それを4つの地域にきつとこれから求めてくるんだろうと。例えば、100人、計画では人的被害を受けますよ、それを町でどうやって工夫をしながら100人を減らすかという、これから計画を求めてくるんだろうと思いますけれども、それが2015年に策定予定ということですので、それもちよっとまた遅い話なんですよ。ですから、町は町の考え方で、いち早く、それらにも対応した中で、減災教育を含めたいろいろなシミュレーションをしていただいて、考え方を共有していただければありがたいかなと思っております。ただ、先ほど、ちょっと細かいこと言い忘れましたけれども、自分なりに川の高さを調査して、やっぱり涌元なんですね。股瀬川第2号橋というちょっと低い橋、その上に潮見橋という橋がありますけれども、その間というのが一番、危惧されるんですね。自分的にはですよ、くどいようですよけれども。その4.2mの津波を想定した場合に、そこはまともに受けるだろうと。その河川の高さ、土現の力ももらいまして、土現にいろいろと資料あるということで、河川敷の勾配分かっていますから、それプラス現行の水の高さ図ったら、3m11cm、まず、4m弱なんですよ。あそこは、4m弱というところ、地形的に結構多いんだろうと思います。それらも含めて、どうするかということになれば、まず、対策としては、水門しかないのかなという気がしますよ。中ノ川でも自分のところ、3.8mくらいあるんですけど、ただ、国道が5m、それ以降というのは、逃げるところ、いっぱいありますので、危惧していないんですけど、避難をすれば、命を守るために、財産は別にして、避難すれば、何とかなるだろうという思いはしています。ただ、そこは、まともに1発目くらってしまったら大変な被害を受けるだろうと思います。その4mで、被害どのくらい受けるのかということで、いろいろと調べてみたら、浜中町の岸壁あるんですけど、浜中町、今回の震災で、2.6mだそうです。現実には、それで、岸壁こういう状態で、結構、やられたという、あそこは、水門ありますので、港から近くに住宅密集していますので、そこは遮断するようになっています。だから、そういう手当てがあそこにはきっと必要になってくるんだろうなと思えますし、その避難場所の関係もですね、例えば、はまなす団地で、団地が要するに、あそこも強度的には保ちますよと、4mの遡上高あっても、そこが使えるということになれば、高齢者を避難させるという手もあるわけですよ。だから、いろいろな状況を考えた場合、判断が変わってくる、それらも含めて、さっきの専門家の対応をしていただきたいということなんですよ。津波のように、頻度の低い災害と言われています。ですから、そういう風化が当然、起きてきて、人間社会ですから、当たり前なのかなという気がしますので、是非、その津波対策をこれ

からも継続していくために、教育含めて、避難意識を高めるためにも、教育長はじめ町長が先頭に立って、それらの啓発にあたっていただければ、大変、ありがたいなと思っています。とりあえず、2人から一言ずつあれば、お伺いしたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

実は、我々、安心していただけじゃないんですけれども、3.11のときに、従来まで、1.6m、それが今、4.2mと見直されていて、3.11の状況を見ると、1mくらいなんです、これも要するに築港でちょっと高さが変わったということで、押し寄せる波というのは、観測されないということなので、この地域というのは、安心できる地域なのかなと一瞬思ったんですけれども、ただ、要するに500年のやつが先ほど言いました。1000年に見直されて、4.2mということになると、今、議員が指摘することをやっぱり想定しておかなきゃないんだろうと思っています。ですから、その辺は、再度、危機感を持ちながら、そして、間もなく発生から2年を迎えて、テレビ報道で、もう2年経っていて、当時の記憶が薄れてきていると、まだ2年でそんな状況になってきている、それが被災地でそんな形がありますから、私もそれは絶対風化をさせたらいけないということと、それから、子どもたちのやっぱり教育、そういうことは、やっぱり必要、絶対大事なんだろうと思っています。ですから、その辺も含めながら、総合的に防災計画見直しをさせていただければと思っていますので、ご理解いただければと思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教育長 (田中健一)

ご指摘のことなんですけれども、3.11の大きな災害から、学校のまず、授業中に起こった場合の対応については、それぞれマニュアルをつくりながら、町一斉の方法で取り組んでいます。具体的には、基本的な避難の仕方については、想定外のことも含めまして、旧知内小学校を避難場所としたマニュアルで明文化しているんですけれども、ただ、その中にですね、幼稚園児の避難について、かなりの不安度があったものですから、平成25年度は、中学生と幼稚園の子の合同の避難訓練を旧知小グラウンドに向けて行うということで、これを共同して避難することによって、幼稚園児の命も守ることができるだろうと。我々の想定は、当時は北海道の資料が出てくる前から進めていたものですから、4.5mという津波の想定と、到達時間として青森沖の地震の場合には、短くても30分から40分、地震の揺れがあって、下に隠れて、1カ所にグラウンドならグラウンドに集まって、実際に歩いて行ける時間というのは、およそ20分をきるんです。高齢者や幼児の場合の速度を毎秒0.5mと想定をして、50センチずつとして、そうすると、半径450mが限界になんです。450mですから、幼稚園児が自力で旧知小グラウンド、または、交流センターに行くにも不可能に近いんですよ。よって、その力を中学生に借りましょうという意味では想定の方しています。それから、これからの教育なんですけれども、こんなふうには計画の方、立てています。ひとつは、学校安全計画というのがあるんですけれども、その中に防災の方も含めまして、指導の時間時数をきちんと確保するというのを学校にまず要請していきます。それから、2つ目は、東日本大震災を踏まえた指導資料、教材の作成並びに随時使用できるような補完体制の整備、先ほどお話のあったビデオ等も我々の方に来ていますので、それが学校というのは、どこかがちゃがちゃにしまって、わけ分からなくなってきました。1カ所にきちんとそれを揃えておくことによって、使用できるだろうと。あと、年間指導計画の中で、どの時間で、どの教科で、何を使うかも実績を踏

まえて記入していけば、この活用もできるだろう。その2つは、平成25年度当初にあたって、防災の計画と含めて、学校の方をお願いをしていきたいなと思っています。なお、子どもたちにとっては、生涯知内で暮らすわけではありませんので、将来、例えば、札幌でもいいです。それから、函館でもいいです。東京でもいいです。どこで暮らすか分かりませんので、結局、自分の命は、自分で守るといふことの訓練や学習をしていかなきゃいけませんので、それについては、前にもお話しているように、平成25年度から段階的に取り組んでいく所存です。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

中国の言葉に、自然に仁なしという言葉あります。思いやり、遠慮、そして、惻隱の心がない、要するに自然には感情がないんだよと、待ったなしなんだよということらしいですけれども、まず、それを踏まえて、自然に勝とうなんてことは絶対ありえないだと思うし、自然に奪われるものはあるかもしれませんが、やっぱりそれ以上に我々に人間社会に与えられるもの、これというのは、やっぱり人間だと思えます。思いやり、感情ある人間として、やっぱり救われるというのは、そういうものが与えられるから、多分、こうして生きていけるんだろうと、自分なりに解釈していますけれども、やっぱりそういう意味でも、そういう人間の命を守るためにもですね、我々、大人は風化しやすいです。本当に。そういう意味で、先ほど、くどいようですけれども、子どもたちから我々を啓発するような、そういう教育をして、我々も常に後生に、今の震災を見聞したわけですから、それを迷わず、後生にも伝えていけるような環境づくりをしていただければ、ありがたいなと思っています。以上、終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

これで、一般質問は終わりました。

---

● 議案第8号 知内町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程20、議案第8号、『知内町営住宅管理条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（大館光晴）

議案第8号、知内町営住宅管理条例の一部を改正する条例について。

知内町営住宅管理条例の一部を次のとおり改正する。

次のページです。知内町営住宅管理条例の一部を改正する条例。

知内町営住宅管理条例（平成9年条例第11号）の一部を次のとおり改正する。

第6条第1項中「被災者等」の次に「及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第20条第1項の規定する居住制限者（次条第2項において「居住制限者」という。）を加える。

第7条第2項中「老人等」の次に「、又は被災者等及び居住制限者」を加える。

この度の条例改正ですけれども、福島第1原子力発電所の事故によりまして、居住の制限をされた、そういう方がやむを得ず他の市町村の公営住宅への入居を希望した

場合、住宅困窮が明らかであるということの事実のみで、その後も所得による制限を受けずに本人の希望する期間、居住できるというふうにするための条例改正であります。

附則と致しまして、この条例は、平成25年4月1日から施行する。

以上で、説明を終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第9号 知内町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第21、議案第9号、『知内町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について』を議題と致します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第9号、知内町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について。

知内町営住宅等の整備基準を定める条例を次のとおり制定する。

本条例制定の趣旨につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法の一部改正に伴い、公営住宅の整備基準を国が定めた参酌すべき基準を基に公営住宅等の整備に関する基準を条例で定めるものであり、本条例は平成25年4月1日からの施行であります。

条例の詳細内容につきましては、建設課長よりこの後、説明をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

資料でご説明致します。予算説明資料見出し1の2ページをお開きください。今回の制定の条例の基準となるものは、国の定めました公営住宅等整備基準であります。これは説明資料にあるとおり、住宅の性能関係、住居の面積等の基準、高齢者対策に関するところ、共用部分の基準等が定められております。今回、条例制定にあたりまして、この国の定めた公営住宅等整備基準を参照し、検討した結果、当町の条例にお

きましては、国の基準が必要かつ基本的な基準と考えておりまして、本条例は、国の基準と同じものとしております。

附則と致しまして、この条例は、平成25年4月1日から施行となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第10号 知内町移住等促進住宅管理条例の制定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第22、議案第10号、『知内町移住等促進住宅管理条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第10号、知内町移住等促進住宅管理条例の制定について。

知内町移住等促進住宅管理条例を次のとおり制定する。

本条例制定の趣旨につきましては、町内にある住宅を一元的に管理し、有効に活用して本町で現在、進めております交流の推進、あるいは、地場産業の振興を図るため、おためし暮らし、あるいは、二地域居住、更には、産業研修の短期居住用住宅を確保して移住等の促進や産業振興に資するため、本条例を制定するものであります。

なお、施行につきましては、平成25年4月1日からであります。条例の詳細な内容につきましては、政策室長より説明をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

それでは、資料に基づきまして、ご説明を申し上げます。説明資料ナンバー1、総務企画課関係の3ページでございます。こちらに記載してありますとおり、町では現在、332戸の住宅を管理してございます。町外から町へ転入される場合は、現在、町内の民間アパートですとか、民間貸家、町の公営住宅に入居いただいているところですが、居住を希望する時期ですとか、地区に適当な空き家がない場合もござ

います。そのような状況に応じまして、これまで職員住宅ですとか、教員住宅の空き家でそのような方々の受入れを実施してきております。特に教員住宅にありましては、こちらに記載してありますとおり、現在、教育委員会が67戸の住宅を管理しているわけですが、現実には、教員以外の方が現在、21戸入居している状況となっております。先ほど、副町長から申し上げましたとおり、去年、町への移住を検討いただいている方からの声として、本格的に知内に移住をされる前にですね、町に短期的に滞在してみる、いわゆるおためし暮らしのための住宅の要望が寄せられておりますし、また、町外の方が新規就農に向けなど、町内で研修を受講するための住宅を提供してほしいという声も寄せられております。このような場合に、短期の居住になるものですから、どうしても民間のアパートでは対応が難しいという状況もありまして、この新しく制定しようとする知内町移住等促進住宅管理条例でこれらの住宅に対応し、短期居住に向けた様々な住宅要望に機動的に対応するための住宅管理について、基本的な事項を定めようというものであります。

資料にありますとおり、第2条では、この条例の適用の対象となる住宅を規則で別に定めることとしておりますが、記載のとおり、現在の職員住宅から3戸、教員住宅から21戸、計24戸の住宅を移住促進等住宅に管理替えをして、管財係で一元的に管理をしていきたいという考えでございます。

条例に戻っていただきまして、以下、第3条から14条までですね、入居資格や入居者の保管義務、明け渡し請求など住宅の管理に関する一般的な事項を規定しています。

第15条の準用規定では、例外の規定として、様々な事情によりまして、おためし暮らしですとかの短期居住以外の居住を例外的に認めざるを得ないとした場合に、町営住宅管理条例の11条の連帯保証人、連名の請書の提出と第19条にある家賃3カ月分の敷金の納付を求めようというものでございます。

附則と致しまして、この条例は、平成25年4月1日から施行し、附則の2では、新条例の適用を受ける住宅に、現在、すでに入居している方々に対しましては、条例4条第3項の規定する入居期間2年間の適用を除外します。さらに、附則の3としては、同じく既に入居している方につきましては、入居の許可をすでに受けているものとみなす旨の規定でございます。以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

ちょっと最後、聞き取れなかったのですが、既に入居している人たちについては、どういう扱いをするの。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

先ほどのみなす規定ということですね、この新たな条例で定めるような、入居の手続きですとか、そのようなことは一切求めずに、既に入居の許可を受けたものとみなすということでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番。

◎ 4 番（松井盛泰）

これは、条例を新しく制定するということは、対外的にこの知内は24戸の住宅が既にありますよというような形で対外的にもう宣伝してしまうわけですね。そうすれば、実際、24戸あるうち空き家になっているのは4戸しかないですよということなんでしょ。そして、この4戸、全部即入れますか。入れないでしょう。これをきちんと整備するということで解釈していいんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

今、ご指摘をいただきましたとおり、資料の3ページ、例えば、小谷石の昭和52年ということで、相当年数が経過しているものがございます。現状のままでは、すぐには受入で入居できるという状況でもございませんで、新年度予算の中で、一定の補修なりの整備をして、そのような短期居住のための住宅として提供してまいりたいという考えです。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、敦澤君。

◎ 7 番（敦澤良子）

資料の3ページなのですが、下の方に今回、各町内会を通して空き家対策をしたわけですね。そこで、これは町内会調べとありますが、町の方はそういった調べた中の空き家の方に、町の方に譲渡してもいいですよという希望があつてということで書いているんですけども、それはもう調べたわけなんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

今年の1月にですね、各町内会の皆様に会長の皆様のご協力をいただきまして、各町内会にどのくらいの長期の空き家があるかということ調べております。こちらに記載してありますとおり61戸ということで、それから1戸1戸住宅の状況、中には入れませんので、外側から状況を確認して、比較的新しくて、このような住宅にもしかしたら活用できるのではないかなということも調べながら、所有者の方々も町内会長から現実管理されているは、どなたがというようなことも情報としていただきまして、まだ全ての方々にあたっては居るわけではないんですけども、中にはですね、もう自分としては居住する予定がないので、できれば町でもらっていただいて、何か活用していただければなという声は現実にはいただいております。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

6番、泉君。

◎ 6 番（泉 政栄）

私から2点ばかりちょっと伺いたいのですが、これ今、対象になっている住宅の中で、空き家で解体予定だった住宅も入っているんじゃないかというふうに今、思っているのですが、それが1点とあと、移住予定者といいますか、希望者、今、現在も何名かいるかとは思いますが、何名かいらっしゃるのかどうか、その2点。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

資料でお示しをしております24戸の中には、解体予定の住宅は除外しております。希望の方というのはですね、現実には、まだいただけてはいないんですけども、実は町で移住を促進するためにですね、北海道の協議会に加盟をして、今後、町は積極的に移住を受け入れますということを外にPRしようとしているんですけども、そのときに受け入れるこのような住宅がなかなかきちんと整備されていないということもあったものですから、今回、このような条例を制定致しまして、正式に町として受け入れる体制を外にPRしていこうという考えでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第11号 渡島西部地域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に  
関する協議について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第23、議案第11号、『渡島西部地域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に  
関する協議について』を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

議案第11号、渡島西部地域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に  
関する協議について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の基づき規約を変更するため、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により議会の議決を求める。

この度の一部改正の概要につきまして説明致します。地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害福祉施策を講ずるための関係法令が昨年6月27日に公布されました。法律は、本年4月1日から障害者自立支援法を障害者総合支援法とするものであります。したがって、法律の施行に合わせて、木古内町・知内町・福島町・松前町で共同設置しております、審査会の規約を変更するものであります。

それでは、議案の説明をします。次のページをお開きください。渡島西部地域障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約。

第1条、渡島西部地域障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を次のように変

更する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条、渡島西部地域障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

題名中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第1条及び第2条中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

附則として、この規約中第1条の規定は、平成25年4月1日から、第2条の規定につきましては、平成26年4月1日から施行する。以上、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第12号 知内町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第24、議案第12号、『知内町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

議案第12号、知内町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について。

知内町新型インフルエンザ等対策本部条例を次のとおり制定する。本条例制定の趣旨につきましては、新型インフルエンザ及び全国かつ急速な蔓延の恐れのある新型感染症に対する対策強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響をできるだけ少なくするための新型インフルエンザ等対策特別措置法が昨年5月に施行されたことに伴い、同法の規定に基づき対策本部を設置することとなり、必要な事項を定めるものであります。

条例の内容につきましては、生活福祉課長よりこの後、説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

それでは、議案の次のページをお開きください。

知内町新型インフルエンザ等対策本部条例につきましては、第1条につきましては、目的であります。新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条において準用する法第26条の規定に基づき、本部を設置するものであります。

次に第2条の組織であります。新型インフルエンザ等対策本部の本部長は、町長となります。第2項副本部長、第3項本部員につきましては、第5項の中で整理しておりますように、町の職員の中から町長が任命することとなります。

第3条は、会議であります。会議は必要に応じて招集することとなります。

次に第4条の部の設置であります。

続きまして、第5条は、雑則であります。

附則として、この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行することとなります。

それで、新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要につきましては、予算説明資料見出し2の生活福祉課の12ページに概要を整理してございますので、後ほどご参照願いたいと思います。以上、よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

2条の3項、部員ですね、対策本部員は、本部長の命を受けということでもありますけれども、この中には、学識経験等の要綱等入ってくるんですか。部員の。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明致します。場合によっては、入ってくるということで聞いております。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 議案第13号 知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第25、議案第13号、『知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、

設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

議案第13号、知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

本条例制定の趣旨につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の一部改正に伴い、厚生労働省が定めていた地域密着型サービスに係る人員、設備及び運営並びに事業者の指定等について、条例に定めることが必要となったことに伴い、条例を制定するものであります。本条例は、平成25年4月1日からの施行であります。

条例の内容につきましては、このあと生活福祉課長から説明を致します。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

それでは、知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の概要を説明させていただきます。

議案の1ページをお開きください。第1章は総則で、第1条から第3条までとなっております。第2章は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基準で、要介護高齢者の在宅生活支援のため、日中夜間を通じて訪問介護看護を一体的に行うサービスで、平成24年4月1日から新しく施行されたものであります。条例につきましては、第4条から第44条までとなっております。第3章につきましては、夜間対応型訪問介護の基準であります。夜間訪問し、排泄の介助、日常生活上の援助を行うサービスで、第45条第59条までとなっております。第4章につきましては、認知症対応型通所介護の基準でありまして、認知症利用者が特養や老人デイサービスセンターに通って日常生活上の世話や機能訓練を行うこととなります。これにつきましては、条例第60条から第80条までとなっております。第5章につきましては、小規模多機能型居宅介護の基準でありまして、居宅やサービス拠点への通所や短期間宿泊により、日常の世話や機能訓練を行うサービスであります。この条文につきましては、第81条から第108条までとなっております。第6章につきましては、認知症対応型共同生活介護の基準で、認知症の高齢者が共同生活住居で、日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスであります。条例につきましては、第109条から第128条まででございます。第7章は、地域密着型特定施設入居者生活介護の基準を定めたものでありまして、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームなどの入居定員が29名以下の施設のことを言っております。したがって、条例につきましては、第129条から第149条まででございます。第8章につきましては、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の基準でありまして、地域密着型老人介護福祉施設に入居する要介護者に対して、地域密着型のサービス、計画に基づいて、日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスであります。条例につきましては、第150条から第189条までとなっております。第9章につきましては、複合型サービスの基準で、居宅要

介護者について、訪問介護や短期入所等2種類以上の組み合わせにより提供されるサービスの提供であります。条例につきましては、第190条から202条までとなっております。いずれも要介護1から要介護5の方が対象となる施設の利用を整理したものであります。

附則につきましては、施行期日につきましては、平成25年4月1日からの施行となります。

また、概要詳細につきましては、説明資料の見出し2の生活福祉課5ページから7ページにそれぞれ整理をさせていただきますので、よろしくお願い致します。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

いつも感心するんですけども、弁護士並みの読解力必要なのかなという気はしますけれども、この事務を補佐する仕組みというのはあるんですか。万が一のときに。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明致します。実はこれ国が今やっている事務事業なんです。それを町の方で今度、許可ですとか、基準ですとか定めなさいということなんですけれども、うちの方で定めるのは、国と同様の扱いになるということです。したがって、国が今までやってきているものを基準にしておりますので、書類についてもそういうことで概要、基準、区分、サービスの種類については、国と同様の扱いになるということでご理解をいただいていると思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

5ページから9ページまで、それぞれ要綱がありますけれども、要するにある程度といったら失礼な話、要するにこれを理解して、今後、進めていくということなんですよね、だから、これら従前からのやつを改める部分、いろいろとあるだろうと思えますけれども、ただ、理解するまでそれなりの時間が要するのかな、それとも簡単な手続き、要綱整理だけでおさまるのかな、その辺。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

今、資料のですね、見出し2の5ページ、ちょっとご覧ください。その下の方です、四角で囲ったサービスがあります。定期巡回随時対応型訪問看護から複合型サービスまであるんですけども、この中に特別養護老人ホームは入っていないんです。ということは、今、うちの町内にあるケアハウスなり、特別養護老人ホームが入っていませんので、その関係については、うちで整理するということになりません。それで、ここに今、うちで利用しているのは、認知症型の共同生活の介護施設を利用している人がいるんですけども、今、町内には1つもありませんので、今、これを設置

しますけれども、条例整備しますけれども、うちの町で今、すぐ対応するというものは出てこないということでご理解してください。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

6番、泉君。

◎ 6 番（泉 政栄）

私もちょっと聞かせてもらいます。教えてもらいますけれども、わざわざこの地域密着型サービス等というふうになっているから、前提としては、居宅介護が前提の条例だと思うんですが、これを具体的にヘルパーとかで居宅介護までやっているのをこれにあてはめて進めていくとすれば、介護度を制定というか、判定するのは、施設なんか入っていれば、そこで判定する人が対処してくれますけれども、この地域密着型の場合は、どのような形になるのでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

要するに今の要支援から介護5までの決定については、審査会で決定しますので、これは今までと全く変わりありません。今、その方々が利用するサービスの種類が8つのサービスが今、ここにありますということです。条例の第13条では、8つのサービスがあるんですけれども、この8つのサービスは、要介護1から5の人しか利用できないということです。ですから、今、下でヘルパーステーションやっていますけれども、社協が、それとは全く別ですので、これは施設を利用する場合に、施設、それから、今、訪問介護看護を利用するとか、24時間の夜間のサービスを利用する場合に、そういう事業所ができたときにうちの町としてそれを整理するということです。ですから、サービスを受ける人が今、どうするということじゃないんですね。ですから、今、うちの町内には、8つのサービスがないんですけれども、将来、出てきたときに、窓口としてうちが対応するというので、作っているということで理解してください。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、泉君。

◎ 6 番（泉 政栄）

つまり私の感じた地域密着型というのは、居宅介護ではないかと感じたのは、丸っきり間違いということだよ。間違いなく間違いですよ。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

間違いではないんですよ。先ほどもちょっと説明しましたけれども、地域密着型の老人福祉施設に入所する介護者に対して、地域密着型のサービスの計画に基づいて、いろいろと日常生活の世話や機能訓練をするサービスですよということをそういう施設ですよということを謳っているわけです。したがって、地域密着型といっても、居宅だけということではないんですね、施設もありますから。ですから、今、特養もあるんですけれども、特養は特養で施設として、今、機能していますけれども、そのほかにもこういう施設がいっぱいあるんですよということで理解してください。特別養護老人ホームのほかにも、こういうサービスがあるということで理解してもらえれば

いいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（ 休憩 午後 4時01分 ）

（ 再開 午後 4時02分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

● 延会宣言

◎ 議長（伊藤政博）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（ 延会 午後 4時03分 ）